

所 有 版 權

BULLETIN

DE LA

SOCIÉTÉ PÉNITENTIAIRE DU JAPON

大日本監獄協會雜誌

號六拾四第

明治二十五年二月發兌

大日本監獄協會

會 告

○本會に送附する爲替金は東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて東京千住南組千住郵便局に振て込みの事

○會費の送附及び會計に關する往復文書は

東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾宛

○會計に關せざる往復文書は

東京牛込區北町卅番地主幹宇川盛三郎宛

右會員各位に廣告致し候事

明治廿五年一月廿九日版權所有
明治廿五年一月三十日印刷
明治廿五年一月卅一日出版

發行兼編輯者

東京牛込區神樂町二丁目二十二番地

佐野 尙

印刷人

東京淺草區黑船町二十八番地寄留

寺井 宗平

發行所

東京牛込區神樂町貳丁目二十二番地

大日本監獄協會事務所

(遞信省認可)

(東京並木活版所印刷)

大日本監獄協會規程

- 第一條 本會ハ大日本監獄協會ト稱ス
- 第二條 本會ノ目的ハ大日本帝國監獄事業及ヒ監獄關係事業ノ改進ヲ翼賛スルニ在リ
- 第三條 本會ノ事業ハ左ノ如シ
 - 一 監獄事業ヲ獎勵スル事
 - 二 不良少年感化事業ヲ獎勵スル事
 - 三 出獄人保護事業ヲ獎勵スル事
 - 四 貧民ノ救助及ヒ教育ニ關スル事業ヲ獎勵スル事
 - 五 諮問及ヒ質問ニ答フル事
 - 六 懸賞文ヲ募集スル事
 - 七 監獄ニ關スル翻譯並ニ著述ヲ爲ス事
 - 八 本會ノ雜誌ヲ發刊スル事
 - 九 監獄衛生ヲ獎勵スル事
 - 十 萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信) 往復其他ニ關スル事
 - 十一 萬國監獄公會萬國監獄委員及ヒ各國監獄協會トノ通信) 往復其他ニ關スル事
 - 十二 本會ハ毎月常集會ヲ開キ會務ノ相談ト事業ノ相談ト學問上ノ研究ヲ議義ヲ討論ヲ談話等トヲ舉行スヘシ
 - 第十三條 雜誌ハ毎月一回發刊シテ會員ニ頒布ス
 - 第十四條 雜誌ニ掲載スル事項ハ左ノ如シ
 - 一 本會ノ事業ニ關スル事
 - 二 監獄ニ關スル法令
 - 三 監獄學并ニ歐米諸國監獄法講義
 - 四 統計ニ關スル事
 - 五 統計ニ關スル事
 - 六 會員ノ通信又ハ寄書
 - 七 本會報ハ左ノ會員ヲ以テ組織ス
 - 八 推戴員
 - 九 名譽會員
 - 十 特別會員

- 第五條 推戴員ハ本會ノ特ニ推薦スル方ナリトス
- 第六條 名譽會員ハ本會ノ特ニ推薦スルモノナリトス
- 第七條 特別會員ハ特ニ監獄事業又ハ監獄關係事業ニ功勞アルモノトス
- 第八條 維持會員ハ本會ニ關スル議事其ノ他一切ノ事務ヲ擔當スルモノトス
- 第九條 正員ハ總會及ヒ總集會ニ出席スルノ權利ヲ有シ本會雜誌編輯ノ義務アルモノトス
- 第十條 推戴員ハ皇族ニ請フテ其ノ許諾ヲ受ルモノトス
- 第十一條 名譽會員及ヒ特別會員ハ議員全体ノ發議ニ因リ本會ニ於テ推舉スルモノトス
- 第十二條 總會 本會ニ左ノ役員ヲ置ク
 - 會長
 - 副會長
 - 庶務局長
 - 庶務局長
 - 主幹
 - 庶務委員
 - 調查委員
 - 特別調查委員
- 第十三條 會長以下ノ役員ハ其ノ任期ナシキレド毎一年ノ總會ニ於テ改選ス但シ再選セラルルヲ得
- 第十四條 役員ハ總會ニ於テ名譽職トス
- 第十五條 維持會員ハ毎月會費金五拾錢ヲ納ムヘシ
- 第十六條 選舉ノ總テ維持會員之ヲ行フ
- 第十七條 明治廿三年七月十二日改正

第四拾六號目次

○ 加入人名	一
○ 官報	二
○ 講義	三
○ 監獄論講義	正員如長太郎述四
○ 犯罪人出獄後措置法講義	正員石田氏幹述一四
○ 監獄教育論講義	正員金子鈞太郎述一九
○ 論說	三
○ ロンブロッを讀む	梅謙次郎述二五
○ 問答	三
○ 刑法附則問答	三二
○ 刑法附則問答補遺	三三
○ 獄事雜聞	三八
○ 譯	三
○ 歐米監獄沿革史	正員神谷四郎譯四一
○ 萬國萬國監獄會議議決案	正員野村浩三譯四六
○ 死刑問題に關する各國の回答	正員久野三善譯五〇
○ 通信	五三
○ 寄書	五三
○ 監獄教誨の奉効	正員岩崎一太郎五九
○ 本會記事	六〇
○ 五	六〇

● 特別會告

監獄改良の基礎を定むべき好時機の實に今日に在り世の獄事家たるもの大いに氣焔を吐き奮て輿論に訴ふる所なるへからず此好時機に際會するを以て本會雜誌も次回第四十七號より一大改良を爲し以て愈々益々獄事改良家諸君の十分なる機關たらんとを期す因て學術上の研究を主とするに従前に異ならざるも時の必要に際しては敢て監獄に關する時事を論議するをも辭せざるへし故に次號よりの本誌に由り監獄に關する必要な學說時論及出來事と周知するよとを得へし

右改良の準備並に第三種郵便物として本誌遞送の認可を仰ぐ等の爲めよ次回雜誌乃刊行聊か遅延するよとあるへし茲に豫め會員諸君の諒恕を請ふ

大日本監獄協會

會 告

本會雜誌は固より會員諸君の機關たるを期するものに付會員諸君の御投稿は制規に觸るゝの嫌ひあるものを除くの外爾後本誌に掲げ申度就ては
續事に關し意見又は疑義を懐かるゝ諸君
會員に報すへき事實を有せらるゝ諸君

は幸に續事の爲めに其勞を厭はせざるゝおどなく續々御寄稿相成度希望致候也

一雜誌實費は昨二十三年九月分(第二十九號)より一部に付金七錢の割を以て東京集治監官舎にて庶務局長石澤謹吾氏宛にて送付せられたし

一會費四個月以上不納の向へは自今本會雜誌の配付を停止すへし

一會費御人金の節は事務所宛にせられず必ず東京集治監官舎石澤謹吾氏宛にて送付ありたし

一通運會社に依り會費御送付の節は是非持込賃御拂ひ有之度又郵便切手代用は二割増とす

一會計主幹關長藤君病死せられたるに付當分の内庶務補佐員小林益三郎君(東京集治監書記)石澤庶務局長の監督の下に會計主幹を心得たる

右會員各位に謹告候事

大日本監獄協會

大日本監獄協會雜誌第四拾六號

明治二十五年二月

明治二十五年一月以來に維持會員として入會せられたる諸君は左の如し

福島縣典獄 林 恣 君 島取縣典獄 堀 内 久 保 君

同しく正員として入會せられたる諸君は左の如し

警視廳石川島監獄支署 山本憲武君 鈴木重則君 杉田万吉君 梅村祐藏君 山下與一君

北海道集治監空知分監 國枝圓三郎君 井元廣學君 豊田爲之助君 牧鐵彌君 關省策君 鶴見鉄吉君 田中領太郎君 月居忠清君 留田幸助君 今井儀次郎君 工藤悅太郎君 野間政徳君 荒木義彦君 伊藤常盤之助君 川邊倉之助君 石川正銓君 川村保吉君 長沼朋君 五十嵐豐吉君

後藤直見君 大井上逸策君 村上龜二郎君 安田友吉君 加藤雄次郎君 中村半二郎君 大平文治君 渡邊徳二郎君 永原友吉君 伊藤代二郎君 八幡定吉君 清野茂三郎君 太田八十吉君

佐藤與兵衛君 安田十三君 柳谷清造君 藤井郁太郎君 松本政吉君 大橋少三郎君 磯貝尙義君 石川辰三郎君 須藤宮治君 住永勇義君 中村吉二郎君 篠宮極吉君

北海道集治監網走分監 岩越雄介君

愛媛縣監獄署 神野忠義君 武田重淵君 山崎集君 杉浦忠直君 江藤潤太郎君 長尾成章君 山崎實彰君 木村通久君 松本正潔君 西原義三郎君 飛高久敬君 武智廣重君

山梨縣監獄署 横山三綱君 若松作次君 柳彦吉君 望月彖吉君 湯淺滿安君 村上萬次郎君 大久保市次郎君 羽田五市郎君 雨宮庄七君 日岐常吉君 野宮幸作君 内藤半作君 山縣景武君

假出獄者不認可廳府縣別
 廳名 人員 廳名 人員
 馬 一 福 鳥 一
 合 計 人員
 二
 拘置監移轉 兵庫縣監獄署拘置監ハ曩ニ同監獄ヲ八郡郡石井村へ移轉セシ節工事ノ都合ニ因リ猶ホ
 舊監獄署所在地神戸市宇治野町ニ殘セシ處此程工事完成セシニ附キ一月二十八日ヲ以テ監獄署内へ
 移轉セリ
 看守給助金授與數 島根縣ニ於テ昨二十四年中巡查看守給助例ニ據リ給助金ヲ授與セシ看守ハ終身
 年金二人此金六十圓退職一時賜金七人此金百六十三圓ナリ

講義

○監獄論講義 第五回

正員

法學士

畑 良太郎 述

東 京

犯罪ノ働作

第一章 總論

凡ソ一國民間ニ於ケル犯罪ノ働作ヲ觀察シ併セテ之カ原因ヲ探究スルハ實ニ目
 下ノ急務ニシテ又非常ニ利益アル高尚ノ問題ナリトス 奧國及ヒ佛國ニ於テハ之
 カ探究ニ供スル材料僅ニ半數以上ニ達セルニ過サルモ普國ニ在テハ最近三十年
 ニ於テ其材料已ニ充分ニ具備シ詳細探究ヲ遂クルノ基礎全ク成就セルヲ以テ犯

罪ノ働作ハ一ニ自然法ノ必要之ヲ然ラシムルモノナリトノ獨斷定數ヲ以テ満足
 セスシテ着々之ヲ事實ニ徴シ其由テ來ル所ヲ熱心ニ講究セリ抑モ爰ニ所謂犯罪
 ノ働作トハ單ニ其増減消長ヲ意味スルモノニ非スシテ之カ本質ノ變動ヲモ亦含
 有スルモノトス 詳言スレハ犯罪ノ働作ハ社會上ノ原因ノ結果ナルヲ以テ自カラ
 二様ノ意義ヲ含有ス曰ク罪質ノ變動曰ク材料ノ變動是ナリ
 罪質ノ變動トハ犯罪ノ種類及ヒ輕重ノ變化ニ關スル總テノ要件ヲ指稱スル者ニ
 シテ其數ノ多少ハ措テ問ハサル者トス即チ全犯罪ニ重罪多キヤ輕罪多キヤ將タ
 違警罪多キヤ又其三罪ハ如何ナル性質ノ者最モ多キヤ例之ハ財産ニ對スル罪多
 キヤ人ニ對スル罪多キヤ又財産ニ對スル罪ニ在テハ盜罪多キヤ詐欺罪多キヤ人
 ニ對スル罪ニ在テハ殺人罪多キヤ姦淫罪多キヤ又殺人罪ハ故殺多キヤ謀殺多キ
 ヤ姦淫罪ハ幼者ニ對スル多キヤ丁年者ニ對スル多キヤ等諸般ノ變動ヲ總稱スル
 モノニシテ之カ原因ヲ探究スルハ實ニ至難ニシテ殆ト側知ス可カラサルノミナ
 ラス素ト探究ノ目的物トナルト極メテ稀ナリ
 財料ノ變動トハ單ニ犯罪及ヒ其種類ノ増減ヲ指稱スルモノニシテ正ニ原因探究

ノ目的物トナルモノナリ上來屢々唱フル所ノ犯罪ノ増減トハ即チ是此謂ニシテ
 罪質ノ變動ハ固ヨリ其中ニ含有セス果シテ然ラバ犯罪數ノ増減ハ決シテ社會ニ
 對シテ利不利ヲ斷スル唯一ノ徵候トナスニ足ラス余輩ハ次ニ進メテ之ニ關スル
 徵候ノ影響如何ヲ備細ニ論究セントス

第二章 犯罪ノ徵候

凡ソ一ノ社會ニ於テ一定ノ期限間ニ實際發生スル所ノ總犯行ハ吾人ノ力到底之
 ヲ觀察スルヲ得サルモノトス何トナレハ事實犯罪タルノ所爲ナルモ其犯罪トシ
 テ社會ニ現レサル者實ニ尠少ニ非サルヲ以テナリ例之ヘバ竊盜殺人及ヒ殺兒等
 ハ其事實犯罪トシテ社會ニ現レサルモノ極メテ多キカ如シ殊ニ佛國ニ於テ常ニ
 行ハル、所ノ墮胎ノ如キハ其最モ甚タシキモノナリトス是ヲ以テ其未タ發覺セ
 サルノ犯罪ハ復如何トモスルナシ唯實用ニ供スル所ノ者ハ其己ニ發覺セルモノ
 、ミニ限ル抑モ發覺シタル犯罪トハ一定ノ期日間ニ一定ノ社會ニ於テ暴露シタ
 ル總テノ刑事上ノ現象ヲ指稱スルモノナリ故ニ發覺シタル犯罪數ハ刑法完備シ
 テ犯人ヲ洩スナク併セテ警察機關ノ多數且整頓スルニ從ヒ漸次事實上ノ犯罪數

ニ接近スルモノトス

凡ソ刑法ノ運用ニ因テ社會ニ發生スル法律上ノ犯罪ヲ確定スルヲ得ハ是ニ據テ
 漸次一般刑事上ノ狀態ヲ察知スルヲ得ヘシ茲ニ所謂法律上ノ犯罪數ト前述ノ發
 覺シタル犯罪數トノ間ニハ諸種ノ區別アリテ存ス例之ヘハ發覺シタル犯罪ニ於
 テハ或ル犯罪トシテ告發セラレタル者ニシテ實際其所爲ナキモノアリ或ハ或ル
 種ノ犯人トシテ告發セラレタルモノニシテ全ク別種ノ犯人タルヲアリ或ハ証據
 不充分ニシテ放免セラル、者アリ或ハ事實犯罪アリタルモ已ニ期滿免除トナリ
 タルモノアリ或ハ犯人ノ住所不明ニシテ之ヲ審問スル能ハサルモノアリ之ニ反
 シテ法律上ノ犯罪ニ在テハ確然正定復異動ナキモノトス而シテ是等ノ差異モ畢
 竟法律上ノ犯罪數ヲ確知シテ然ル後始メテ之ヲ知了スルヲ得ルモノナリ是ニ由
 テ之ヲ觀レハ法律上ノ犯罪數ハ實際社會ニ發生シタル犯罪數ヲ推知スルノ一大
 徵候ナリ夫レ然リ已ニ然ラハ法律上ノ犯罪ノ原素ハ果シテ如何ナル關係ニ在テ
 存スルカ本問ノ解答ハ實ニ至難ナリトス何トナレバ其解答ハ法律上ノ犯罪ノ刑
 事統計上ニ及ホス影響如何ノ由テ定マル處ナレハナリスタルケル氏說ヲ爲シテ

曰ク檢察官ノ告發シタル數ハ法庭ニ於テ審問シタル數ニ殆ント均シク審問シタル數ハ有罪ト宣告セラレタルモノニ殆ント均シク有罪ト宣告セラレタルモノハ無罪ト宣告セラレタルモノニ殆ト均シトケルナルモ亦永年月ヲ期シテ之レカ比較ヲ試ムレハ率ネ此ノ如シト云ヘリ今若シ此說ニシテ果シテ其當ヲ得タルモノトセハ吾人ハ單ニ審問ノ數ヲ知ルヲ以テ事足り復他ヲ探究スルノ必要ナカルヘシアッロト氏及ヒミツテルステト両氏ハ又無罪放免ノ宣告ヲ受ケタル者ノ數ハ故意犯ニ多クシテ過失犯ニ少シト云ヘリ之ヲ要スルニ法律上ノ犯罪數ノ犯罪ニ關スル諸要件ヲ推知スル一大徵候タルハ爭フ可カラサルノ事實ナリト雖モ其數量ニ至テハ諸家ノ說ク所何レカ其是ナルヲ知ラス且ツ此問題タル數字上比較スルヲ得ル許多ノ徵候ヲ有スルヲ以テ何人ト雖モ容易ニ之ヲ說クト雖モ實際發生シタル犯罪數ト發覺シタル犯罪數トハ統計上之ヲ知ルヲ得サルモノナルヲ以テ畢竟單純ナル一個ノ想像說タルヲ免レス

柳モ法律上即チ統計上ノ犯罪數ニ變更ヲ生シタルハ實際社會ニ生シタル犯罪ノ増減シタル徵候ナリト雖モ然レモ此徵候ニ於ケル變化ハ實際社會ニ現出シタル

犯罪ノ結果ニ非スシテ却テ他ノ原因殊ニ統計自身ノ變化即チ其基礎ノ變更ニ因テ生スルコトアリ是ニ由テ之ヲ觀レハ徵候ニ於ケル犯罪數ノ増減ハ實際社會ニ生シタル犯罪數ノ増減ニ伴フコトアリ其伴フ者ニ在テハ真正ノ變化即チ事實増減アリタル者ニシテ其伴ハサル者ニ在テハ外形ノ變化即チ事實増減ナキモノトス然ラハ則チ如何ナル場合ニ於テ真正ノ變化來リ如何ナル場合ニ於テ外觀的ノ變化生スルヤ是等疑問ハ畢竟實際社會ニ生シタル犯罪ノ現象徵候及ヒ基礎ノ關係ヲ理會セハ自カラ瞭然タルニ至ル可シ即チ外觀的ノ變化ハ犯罪數ヲ計算スル基礎即チ標準ヲ變更シ爲メニ犯罪數ニ増減ヲ來シタル場合ニ生スルモノニシテ而シテ其基礎ノ變更アリタルニモ拘ハラス以前ト同犯罪數ヲ現ハス場合ハ之ヲ名ケテ外觀的ノ均一ト云フ

犯罪數真正ノ變更ハ統計ノ基礎ノ變更スルト否トニ拘ハラス事實社會ニ現出シタル犯罪數ノ差異ナリ然レトモ統計ノ基礎ノ己ニ變更シタル場合ニ當テ從來社會ニ發生シタル犯罪數ノ増減ヲ推知スルハ素不能ノ事ニ非スト雖モ此際非常ノ困難ノ存スルヲ以テ其之レカ増減ヲ量ルハ常ニ統計ノ基礎ノ未タ變更セサル場

(〇五五四)

號六拾四第誌雜會協獄監本日大

合ニ於テスルモノトス
以上犯罪ノ徵候ヲ概論セリ以下進ンテ法律機關ノ變更ヨリ生スル犯罪ノ外觀的變更ヲ陳ヘ併セテ普佛兩國ノ實例ヲ示サン

第三章 法律機關ノ變更ヨリ生スル犯罪數ノ外觀的變化

犯罪數ノ外觀的變更ノ原因中其第一位ニ位スル者ハ法律機關ノ變更ナリトス而シテ其中亦三個ノ主要ナルモノアリ別テ左ニ列記ス可シ

第一 刑罰主義ノ變化例之ヘハ司法行政混同ノ時代ヨリ一轉シ司法權獨立シテ純粹ノ裁判官ニ於テ裁判ヲ下スニ至リタルキ又我國ニ於テ幕府倒レテ王政興リ刑罰ノ主義全ク面目ヲ改メタルトキ等是ナリ

第二 法律施行ノ責任ヲ有スル者即チ裁判官及ヒ警察官ノ働作ノ變化是ナリ歐洲ニ於テハ當世紀ノ中葉ヨリ警察事務ハ實ニ長足ノ進歩ヲ爲シ犯罪搜查ノ術頗フル發達アリ今日ニ於ケル犯罪數ノ共同ニ比シテ統計上其多數ヲ告ケタルハ即チ警察事務ノ整頓及ヒ警察官吏ノ勤勉實ニ之カ主要ノ因ヲ爲セル者ニシテ實際ニ犯罪數ノ増加シタル者ニ非ス而シテ警察ノ整頓搜查術ノ發達ハ主ト

シテ熟練ノ探偵人ヲ養成シ且工業ノ進歩シテ電信電話等ノ如キ文明ノ利器起リタルヲ以テナリ

第三 刑法及ヒ刑事訴訟法ノ實質的變化是ナリ抑モ刑法ノ實質的變化ハ法律上犯罪ノ成否ノ由テ分カル、處ナリ是ヲ以テ其變化ハ單ニ外觀的犯罪ノ増減ヲ呈スルニ止マラスシテ亦實際ニ於ケル犯罪ノ増減ヲ來ス者ナリ即チ其規定ニシテ新犯罪ノ發生ヨリスル結果ナルトキハ外觀的ニ犯罪ノ増加シタルニ非スシテ實際ニ犯罪ノ増加シタルモノナリ例之ヘハ決闘ノ流行ニ際シ之カ制裁ニ關スル規定ヲ設ケタル場合ノ如シ又刑事訴訟法ノ變化ハ法律上ノ犯罪數ニ著大ナル影響ヲ及ホスモノトス例之ヘハ檢察官直チニ公訴ヲ提起スルノ規定變シテ告訴ヲ俟テ始メテ提起スルノ規定トナリタル場合及ヒ之ニ反スル場合又舉証ニ關シテ特別ノ規定ヲ設ケタル場合及ヒ其從來ノ規定ヲ削除シタル場合又裁判官ノ員數ノ變更及ヒ合議裁判ノ其評決ニ於ケル可否數ノ變更等ノ如シ

以上掲ケル所ノ實例ヲ普佛兩國ニ採テ之ヲ示サン抑モ普國ニ於ケル一千八百五

(一五五四)

號六拾四第誌雜會協獄監本日大

十一年ノ同國刑法ハ其後獨乙帝國刑法トシテ獨乙全國ニ効力アルニ至リタル北獨聯邦ノ刑法ニ變遷セリ而シテ此二法中ニ存スル差異ノ主モナル者ハ左ノ如シ

第一 各罪名所在ノ變更

第二 重罪輕罪違警罪ノ各區分ニ於ケル罪目ノ増加例之ハ新刑法ニ於テハ乞食者及ヒ懶惰者ヲ罰スルノ條項増加シタルガ如キ是ナリ

第三 犯罪ノ定義ノ變更殊ニ解釋ノ擴張ニ因テ犯罪ト認定スル場合多キニ至リタルヲ

第四 公訴提起方ノ變更例之ハ風俗ニ關スル罪ハ舊法及ヒ新法ニ於ケル一千八百七十六年後ハ檢察官ノ職權ヲ以テ直チニ公訴ヲ提起スルノ規定ナルモ其中間即チ一千八百七十一年ヨリ同七十六年迄ハ告訴ヲ俟テ公訴ヲ提起スルノ規定ナリシナリ而シテ職權ニ因リ直チニ公訴ヲ提起シ得ルノ制度ハ常ニ犯罪ノ増加(但シ外觀的ノ増加)ヲ來スハ必然ノ勢ナリトス

第五 一千八百卅七年ノ制定ニ係ル森林官ノ制裁ニ關スル特別法及ヒ同七十七年ヨリ凡ソ三十ノ特別法ノ發布ニ因リ犯罪ノ増加セルヲ

第六 刑罰權ノ變化例之ハ新刑法ニ於テハ期滿免除ハ十二年ヲ以テ最短期ト定メ又年齡ニ由ルノ不論罪(或ハ宥恕カ)ヲ十八歲以上ニ引キ上ケタルカ如シ刑事訴訟手續ニ關シテハ一千八百四十九年一月三日ノ發布ニ係ハル勅令ノ規定及ヒケルン其他一千八百六十六年新タニ普國ノ管轄ニ歸シタル地方ニ布ケルモノト帝國ニ於ケル者トハ大約大同少異ナリ今其差異ノ要點ヲ掲ケンニ帝國刑事訴訟法ニ於テハ一人ノ判事ヲ以テ裁判スルノ制ヲ改メテ三人ノ陪席判事ヲ置キ三人ノ合議制ニ代ユルニ五人ノ合議制ヲ以テシ其判決ハ三分ノ二以上ノ多數ヲ必要トスルノ規定ナリトス

以上掲ケル所ニ準據セバ普國ニ於ケル一千八百五十一年ヨリ今日ニ至ル迄ノ犯罪ノ情況ヲ比較對照スルヲ得ヘシスタルケ一及ヒケルナル兩氏ハ上來陳フル所ノ刑法上ノ變化ハ重大ノ影響ヲ及ホス者ニ非スト説キミッテルステット及ヒアッシロツトノ兩氏ハ全ク反對ノ意見ヲ抱ケリ吾人ノ信スル所ヲ以テセハ其變化ノ効果ハ特ニ著シキ者ニ非スト思惟ス然レモ人若シ各犯罪ニ關シテ上記ノ變更ヲ見ハ或ハ新法ニ因テ犯罪増加セリトノ誤謬ノ見解ヲ下ス者アル可シ

之ヲ要スルニ犯罪上影響ノ波及及ヒ犯罪範圍ノ擴張ハ刑事訴訟手續ノ變更ヨリ來リタルモノ少ナクシテ刑法ノ實質的變化ヨリ來リタルモノ多シ余輩ノ見ヲ以テスレバ普國ニ於ケル是等ノ變化ハ畢竟犯罪ノ外觀的增加ノ基因タルニ過キスト信ス

○ 犯罪人出獄後措置法講義 第四回

正員 法學士 石田氏幹述 東京

第三、在獄中職業ヲ供與スルコト 茲ニ所謂ル職業トハ我監獄則ニ所謂ル作業即チ春米、瓦工、瓦工、碎石、土方、耕耘、運搬等ノ定役ヲ指スニアラスシテ出獄後自活ノ職業ヲ謂フモノナリ又茲ニ所謂ル供與ストハ我監獄則ニ云フ所ノ科程ヲ定メテ服役セシムルノ謂ニアラスシテ唯在獄中ニ出獄後自活ノ職業ヲ與フルヲ謂フモノナリ故ニ此ノ方法タルヤ在獄中ニ於テ出獄後犯罪人自活ノ職業ヲ與フルモノニテ其自活ノ職業ヲ發見シ得サルニ於テハ仍ホ出獄セシメサルモノトス之ヲ換言スレハ犯罪人ヲシテ出獄セシムルニハ出獄後自活ノ職業アルヲ必要トスト云フ

ニアリ然レハトテ出獄後自活ノ職業アルニ於テハ何時ナリトモ直チニ出獄セシムルモノニ非スシテ尙ホ出獄セシメ得ヘキ條件ヲ充タサハルヘカラサルナリ斯ノ如ク犯罪人ヲシテ出獄セシムルニハ出獄セシメ得ヘキ條件ヲ充タスコトヲ要スルノミナラス又出獄後自活ノ職業アルコトヲ要スルモノナレハ其在獄期間ハ一定不變ノモノニアラスシテ或ハ長ク或ハ短ク唯出獄セシメ得ヘキ標準ハ上述ノ二條件ヲ備フルヤ否ヤニアリトス而シテ在獄中ニ於テ出獄後自活ノ職業ヲ求ムルコトハ自助ノ精神ニ依ルモノニシテ犯罪人ヲシテ人ノ此ノ世ニ在ツテ生活スルヤ他人ノ力ヲ假ラズシテ全ク自力ニ依ラザルベカラサルコトヲ悟ラシメサルヘガラサレハ其ノ出獄後自活ノ職業ヲ求ムルニ當ツテハ先ツ之レヲ其犯罪人ノ親戚朋友ニ謀ルヲ以テ當然トス若シ親戚朋友ニシテ其自活ノ職業ヲ發見シ得サルニ於テハ已ムヲ得ス國家又ハ私立慈善會社等ノ助力ニ依ラサルヲ得ス此ニ於テカ犯罪人救助會社ノ必要ヲ見ルナリ上述ノ如ク犯罪人ノ出獄スルニハ二箇ノ條件ヲ備ヘサルヘカラサレハ若シ途ニ出獄後自活ノ職業ヲ求メ得ザルニ於テハ犯罪人ハ永久ニ出獄ノ機ヲ得ルヲ能ハザルニ因リニユーヨーク州ミナソタ

州及ヒ其他ノ諸州ニ於テハ其場合ニ於ケル犯罪人出獄準備法ヲ規定シ自活ノ職
業ヲ供與スルコトヲ容易ニセリ
抑モ此ノ第三即チ在獄中ニ於テ出獄後自活ノ職業ヲ供與スル方法ノ必要ナルコ
トハ第二即チ在獄中ニ於テ出獄後處世ノ方便ヲ與フル方法ヨリ遙カ優レルモノ
ト謂ハサルヲ得ス何トナレハ第二方法ニ依リ在獄中ニ於テ出獄後處世ノ方便ヲ
與ヘラレタレハトテ出獄後自活ノ職業ヲ發見シ得サルニ於テハ其與ヘラレタル
方便ハ長ク生活ヲ維持スルコト能ハサルヘク之ニ反シテ第三方法ニ依リ在獄中
ニ於テ出獄後自活ノ職業ヲ供與セラルハニ於テハ假令ヒ出獄後處世ノ方便ヲ與
ヘラレストテ長ク生活ヲ維持スルコト能フヘケレハナリ之ヲ要スルニ此ノ第二
方法ニ依レル出獄後處世ノ方便ハ此ノ第三方法ニ依レル出獄後自活ノ職業ヲ得
ルノ中介タルニ過キスシテ此ノ第三方法ニ依レル出獄後自活ノ職業ハ上述ノ方
便ヲ得タルヤ否ヤニ拘ハラヌ犯罪人ニ自營ノ道ヲ與ヘ犯罪人ノ良民ニ化成スル
亦容易ナリトス
此ノ第三方法ヲ講演スルニ當リ尙ホ茲ニ陳述スヘキコトアリ其ハ出獄後自活ノ

職業ヲ自國內ニ求メスシテ出獄後犯罪人ヲ自國外ニ移住セシムル方法はレナリ
抑モ犯罪人ノ社會ニ發生スルヤ社會ノ生存競争其度ヲ高メタルノ結果タラスン
ハアラス然ルニ此ノ生存競争ノ甚タシキ社會ニ犯罪人ヲ復歸セシメン乎則チ其
結果良好ナラスシテ又舊ノ犯罪人ニ復歸スルコトナキヲ保スヘカラサルノミナ
ラス實際上述ノ如キ社會ニ於テ出獄後自活ノ職業ヲ求ムルヤ極メテ困難ナル業
ト謂ハサルヘカラス此上述ノ職業ヲ求ムルノ困難及ヒ其結果ノ不良ヲ避タル爲
ニハ已ムヲ得ス考案ヲ自國外ニ回ラサハルヲ得サルナリ是ニ於テ乎出獄後犯罪
人ヲ自國外ニ移住セシムル方法ヲ講スルノ必要起ル若シ此方法ニ依ルトキハ其
職業ヲ求ムルヤ困難ナラスシテ其結果モ亦良好ナルヘシ何トナレハ其社會タル
ヤ生存競争ノ度尙ホ高カラサルヘケレハナリ
上來陳述シタル所ニヨリ廣ク之ヲ云ヘハ出獄後犯罪人ヲ自國外ニ移住セシムル
方法モ第三即チ出獄後自活ノ職業ヲ供與スル方法ノ範圍内ニ入ルヘキモノト思
考ス何トナレハ出獄後犯罪人ヲ自國外ニ移住セシムル方法モ其目的ハ出獄後自
活ノ職業ヲ供與スルニ外ナラスシテ只自國內外ノ區別アルノミナレハナリ而シ

テ此ノ第三方法ノ第二方法ニ比シ更ニ必要ナルコトハ前陳セシ所ニヨリ一モ疑
團ヲ存セサレトモ今茲ニ第一方法ニ比シ第三方法ノ必要ノ程度及ヒ兩者ノ關係
ヲ考案スレハ此ノ第三方法タル第一方法ニ比スレハ其必要ノ程度寧ロ優レルモ
決シテ劣レリト謂フヘカラス元來犯罪人タルモノト雖モ必スシモ惡人ト云フヘ
カラスシテ其罪ヲ犯スヤ自活ノ職業ニ就ク能ハサルニ起因スル場合ナキニアラ
ス故ニ自活ノ職業ニ就クヲ得ハ犯罪ノ由ナカルヘシ而シテ斯カル自活ノ職業ニ
就ク能ハサルニ起因スル犯罪人ノ社會ニ現出スルコト實際上多キヲ見レハ第一
即チ精神的準備方法ハ未タ以テ充分ナリトナスヘカラス之ニ反シテ第二即チ職
業ヲ供與スルノ方法ハ稍々完全ナリト云フヲ得ヘシ然レモ精神的準備モ亦大ニ
必要ナルコトナレハ此兩者ハ必要上互ニ權衡ヲ保ツト謂フヘキナリ翻ツテ兩者
間ノ關係ヲ研究スレハ極メテ重大ナリト云ハサルヘカラス何トナレハ假令ヒ第
一方法ニ依リ精神的準備ヲナサシメタレハトテ出獄後ニ於テ自活ノ職業ニ就ク
能ハサレハ其精神的準備ヲ全カラシムルヲ得サルヘク又假令ヒ第三方法ニ依リ
職業ヲ供與シタレハトテ精神的準備ヲナサシメサレハ其職業ヲ供與シタルノ目

的ヲ全カラシムルコト能ハサレハナリ之ヲ要スルニ此ノ兩者ハ互ニ相内外シ互
ニ相表裏シ須臾モ離ルヘカラサルモノタルナリ
斯ノ如ク第一第二及ヒ第三方法ハ必要上相軒輊シ關係上最モ重大ナルモノナレ
ハ完全ナル結果ヲ得ンニハ此ノ三箇ノ方法ヲ併用セサルヘカラス然リト雖モ此
三箇方法ノ中或ハ一ヲ撰用シ或ハ二ヲ撰用スルモ其効果蓋シ尠小ナラサルヘシ
實ニ此等在獄中ニ於テ出獄準備ヲ犯罪人ニ授クルノ方法ハ監獄學者ハトト氏ノ
云ヘル如ク吾輩ハ最モ熱心ニ研究セサルヘカラサルノ必要ヲ見ルナリ進ンテ尙
ホ此等犯罪人出獄準備法ト共ニウヰルリヤム、ラウソド氏ノ所謂ル宗教慈善的犯
罪人出獄後措置法ヲ併用セハ其結果モ愈々完全ナルヲ得テ犯罪人ノ良民ニ化成
スル又大ニ容易ナルヘシ吾輩監獄協會員ハ大ニ之ヲ天下ニ披露シ一ノ社會問題
トナシ遂ニハ之ヲ實施セサルヘカラスト余ハ思考スルナリ

○監獄教育論講義 第三回

正員

法學士

金子銓太郎述 東京

囚徒中には善良なるものあり又善良ならざるものありて相混淆す故に苟も囚徒改良の目的を全ふせんとせば賞罰の法を定め惡囚徒を抑制懲戒し善囚徒を勸奨保護せざるへかゝす果して然れば賞罰法も亦監獄教育の一要件なりと云ふへし善良なる囚徒を勸奨する方法種々あり即ち或は囚徒の等級を定め其品行の良否作業の勤怠により點數を付與し其得數の多少によりて其位地を上下せるあり或は善良なる囚徒を振擡し褒賞として之に優等ある衣服食物居室を與へ若しくは休暇喫烟其他の特許を與ふるあり是等は皆な善良なる囚徒を勸奨する方法として有効なるものなり然れども獨り喫烟は不潔にして且つ時間を空費するの惡習なれば之を褒賞として囚徒に許すは決して得策にあらずるなり我國に於ても嘗て此を許したるの例なきにあらざれとも其有害無益なるを認め數年以來全く之を廢絶せり

不良なる囚徒を懲罰するおどに就きては議論二派に分れ互に極端を主張し氷炭相容れざるの觀あり甲論者は専ら懇篤なる訓誡と懲勸なる待遇を以て囚徒の不良を矯正すへきおどを主張し肉体上の懲罰自由の束縛は悉く之を排斥せり然る

に乙論者は全く之に反して苛酷なる懲罰を加ふるを以て至當なりとせり我國に於ては甲論者の説を採用して懇篤なる訓誡と懲勸なる待遇とを以て不良の囚徒を反正せしめんとせり幸にして囚徒の大半は此矯正法の主旨を了解して言行を謹み他囚の模範とするに足るものありと雖も尙ほ一部少數の不良囚徒は之を滅絶するを得ざるなり此等の不良囚徒は其數僅かに全囚徒の百分の五内外に過ぎざれども決して之を度外に置く能はざるなり何となれば若し彼等を壓抑せざるときは常に善良なる囚徒を凌ぎ一般の獄風を頽敗するのみならず獄官か自己の過失を認めなから懲罰を加へざるを觀て獄官の弱點なりと臆漸し益其罪惡を増長するに至らん彼等は嘗て一般社會の法律制裁を蔑如したり而して今や監獄の内において又獄則を輕視して恐るゝに足らずとする者なり彼等は實に爲し易き善行を顧みず殊更に爲し難き惡事を爲し以て樂となすものなり此の如き頑固迷執なる人物を改良せんとせば必そや一般普通の囚徒と其待遇を異にせざるを得ず故に若し之を懲すに警戒を以て警戒に次ぐに鞭撻を以てし輕罰を以てするも尙ほ反正せしむる能はざるときは肉体上の懲罰を加ふるは實に己むを得ざるに

出づるものにして決して正理に反くものにあらざるなり彼の平素行狀不良なるもの或は屢に獄官に抵抗するもの其他輕からざる惡事をなすものは笞杖を以てするにあらざれば其性質を改良する能はざるなり實際に就て考ふるに粗暴傲慢なる囚徒にして笞杖を加へられたるか爲めに數分時の後忽ち變じて柔順なる囚徒となりたるもの少しとせず然れども肉体上の刑罰は猥りに之を使用すへかすす只百方手段を盡くしても尙ほ其効なき場合に於てのみ之を使用せしむるは其必要に迫られ已むを得ずして之を用ゆるは可なり之を以て侮辱を加ふるの具となすは不可なり獄官は囚徒に對して左の如き意味を以て笞杖を加ふへし即ち汝は惡事をなせり汝は規則を破りたり汝は獄官の命令に抵抗したり汝は實に惡魔の爲めに困められ居るなり故に予は汝自身の爲め且つ汝の同囚員の爲めに汝に此嫌ふべき刑罰を加ふるなりと若し我國の年少なる囚徒等か嘗て右の如き懲罰を蒙りしならば其幸福決して少々にあらざりしならん

凡そ教育なるものは豫しめ一定の順序課程を定め日夜孜孜として怠らす之を實行するにあらざれば其効を顯はすものにあらす今日は之を嚴重にし明日は之を

寛大にするに云ふ如く變化定りなき教育法は徒に勞して功なきか故に寧ろ之を施行せざるを勝れりとす監獄教育に於ても亦然りとす即ち前に陳述したる諸種の原則を基礎とし更に宗教道德の勢力を假り充分長日月の間孜孜として囚徒の改良を圖ふは其目的を達する決して難きにあらず然るに一般囚徒の刑期は豫しめ定限あり殊に初犯の囚徒は其刑期短少なるを常とせり故に監獄の教育を受くるの時日充分長久なるを得ず從て其教育の効力薄弱なざるを得ず我合衆國及加那多の各監獄か放免する囚徒中十の九は寧ろ入獄の當時よりは不良の人物と變化し終るの事實あるは毫も怪むに足らざるなり

今日監獄の改良は着々其歩を進むるに當り囚徒中年少の罪人を減する能はず其六七分は常に有望の少年なるは實に嘆すべきにあらそや而して此等の不良の少年は監獄に入るに當り毫も教育の感化を受くることなく却て益惡事を増長するの傾あるは何そや蓋し是れ刑罰の期限を定むるの弊害なりと云はざるへからず今や万國の有力なる監獄教育者は皆な囚徒の刑期を定むるは其改良を妨害するものたるを認め彼のユルミラに於けるニユーヨーク州立監獄の經驗中なる

不定期監獄法の結果を待つや切なり所謂不定期監獄法とは囚徒を拘留するに當り罪の輕重を以て刑罰の期限を定めず單に改悛の遲速によりて放免に遲速ありしむるの法なり從來の如く豫しめ刑の期限を定むるときは囚徒等は宣告を受けたる當日より以後は斷ぜず出獄の日を待ちて餘念なく放免後再び社會に立つの準備を顧慮するの違なきものゝ如し是を以て中央監獄の放免する囚徒は監獄教育の爲め改良せられたるもの甚た少なく却て再び社會に出て、惡事を爲さんとするの念慮を抱くもの多し而して監獄は其事情を知了しなかつ袖手傍觀如何ともする能はざるなり是れ唯た中央監獄のみならず其他數百の監獄皆亦然らざるはなし蓋し改悛の狀なき罪人を放免し一般の風教を攪亂せしむるは彼の全瘵せざる傳染病者を退院せしめ其病毒を傳播せしむるより恐るべきものあり不定期監獄法は實に此恐るべき弊害を矯正せんか爲めに案出せられたる新法にして其良成績を得べきは毫も疑を容れざるなり故に余は我合衆國及其領地に於て普く不定期宣告の法律を制定して之によりて適當の獄官等が誠實に有効なる囚徒の改良に従事するの日一日も速かならんよとを切望して已まざるなり (完)

論說

● ロンブプロゾを讀む (罪人即病人説を駁す) (承前)

特別會員法科大學教授日本法學博士佛國法學博士 梅 謙次郎 東京

動植物の犯罪

植物も亦犯罪を行ふと曰は、讀者諸君は必ず呆然自失するならんと雖ども姑く先づ「ロンブプロゾ」の説く所を聞け曰く植物の中一蟲其葉の上に點すれば直に其葉を捲き緊め其蟲死するに非ざれば放たざるものあり是れ殺人罪と異なるなし其甚たしきに至りては其蟲未だ其葉に點せざるの前之れを引き近づけ直に之れを卷き収むるあり是れ眞に謀殺の類なりと又著者は諸種の動物が異種の動物を食ふを以て亦た之を犯罪に擬せんと欲するか如し然りと雖も此等は寧ろ狩獵、捕漁に擬すべきか如し而して狩獵、捕漁の犯罪に非らざるは言ふを待たざるなり且同種の動物が互に相呑噬するは猶人間界に戰爭あるか如きよと多しと思はる

著者は頻りに動物に犯罪を行ふの「アエスタエンク」(井上有賀兩氏合著の哲學字彙には本能天性本性と譯せり)と雖も未だ當らざるものあるか如しあるよとを以て人類にも亦た犯罪を行ふの「アエスタエンク」あるよとを説かんと欲するものゝ如し然りと雖も世一般に動物に意思あるよとを認

めす假りに之れありとするも其人類に及はざるは人の争はざる所なり故に假令動物に犯罪を行ふの「アエヌスタンク」ありて皆な之れに従ひ動作するとするも人類は其意思に由りて自ら禁遏せるおとを得へし而して意思は全く自由なざるものとするも其自由なる範圍を定むるおと極めて難きか故に法律上之れを自由なるものとして犯罪を定むるは實に止むを得ざる所なり（意思を以て情慾を制したる例世に多しと雖とも茲に一の顯著なる實例を示さんに余か郷里某寺某僧あり性色を好み少壯にして操行脩々す師僧頗る之れを憂へ一日大に之れを譴責す某乃ち悔悟し窃に其陽物を截り爾後専ら學を脩め業を研ぎ終に洛陽某寺に住職となり名を天下に顯したりと云ふ）（第一）且つ著者か名けて犯罪と爲すものは開明國の人類に在りておと犯罪なれ禽獸に在りては敢て之れを犯罪と看做すおと能はず蓋し禽獸は人類の如き社會を組成せし隨て所謂法律なる者あらざればなり（第二）且又禽獸惡事を爲すに方り之れを懲戒し又之れを誘導し以て多少之れを改良することを得ざるは事實に徴して明かなる所なり若し然らば禽獸より一層上好なる能力を具へたる人類にして懲戒誘導の法其宜しきを得ば如何ぞ之れを改良するおと能はざるの理あらんや

著者曰く動物中特に兇惡の性質を具ふるものあり此等は到底教化するおと能はざるものなりと余は其眞に教化するおと能はざるや否やを疑ふと雖ども假りに之れを教化するおと能はざるものとするも人類の動物に優れるおとは吾人の確信するところなり故に人の兇惡なる性質を具ふるものは上好なる智力を以て其惡を悟り上好なる意思を以て其情慾を禁遏するおとを得ることなしとせざるな

り

著者は印度に於て「グンター」又は「ローグ」と名つくる象か兇惡なるおとを説き以て其天性に出つることを論せりと雖ども此象は著者も説ける如く常に其群を離れ孤居せりと云へば或は窃盜犯人か一たび誤りて窃盜を行ひたる爲め其改心するに至るも人猶ほ之れを擯斥するより遂に再び窃盜を行ふに至るの類に非ざるか殊に著者は象か老年に至るときは自然に犍惡となり爲めに其群より擯斥せられ愈々益々犍惡となるおとを言へるに非ずや若し然らば以て禽獸の性質不良なるものも必ず之れを改良するおと能はざるの証と爲すに足らず況んや万物の靈たる人類に於てをや

又著者は「アンゴラー」に於て牝猫か老いて醜惡となり家人之れを顧みず動もすれば之れを虐待せしかは其質漸次邪惡となり終に其兒に乳を哺せず剩へ其一兒を噬食せしを引例せりと雖ども是れ唯禽獸にも人類の如く虐待を受くるおとは終に發狂するおとあるを證するに過ぎず而して禽獸は人類より其能力兇難なるか故に發狂し易きもの、如し又著者は牝牛の發狂せる狀を紀する極めて詳細然りと雖とも著者は必ず知らん人も亦た發狂して他人の身体財産に傷害を與へたるは罪を構成せざるおとを唯余か承認し難きは發狂せざる人にして總て人事を辨するおと他人に異ならずして而かも犯罪を行ふものを以て發狂人と同一視し之れに刑罰を加ふへからすとせるおとは是れなり

且つ著者は獸類の中交接期に發狂するものあるを引證し人も亦色の爲めに罪を犯すは無責任なりと証せんと欲するか如し人を禽獸と同一視するも是に至りて極まれりと謂ふへし第一人には交接期な

し故に情慾を一時に發するか爲め發狂するか如きは稀なるへし第二人類禽獸よりも較し上等の動物なるおとは人の争はざる所なり故に情慾熾なればどて敢て之れを抑止するおどを知らず爲めに發狂するおどあらは誰か之を尤めさらんや且つ一旦發狂したる後行ひたる所爲は皆な他の發狂人の所爲と同じく敢て之れを罪とするおどなし唯未だ發狂せざるに先ち國法を犯し刑律に觸るゝときは吾人は決して假借するおど能はざるなり

著者の物の一端を見て直ちに他を推測するの弊あるは次の一例に由りて知るへし著者は「スベンツェル」か太初の社會に於て其戰を事とせるものは犯罪を行ひ易く其工業に従事せるものは之れを行ふおど少しと曰へるを引き動物に就いては同様の區別なきか如し何となれば動物間に工業社會を代表せる蟻、蜜蜂及び象に頗る犯罪を行ふの「アエノスタクタ」あれはなりと論せり然りと雖とも吾人は未だ諸動物の犯罪（著者の所謂犯罪は犯罪に看做し難きおどは上に論せりと雖も今假りに之を犯罪とするも）に就き統計表を有せざるか故に蟻、蜜蜂及象か他の動物よりも犯罪を行ふおど少なきや否なを知るに由なし「スベンツェル」も雖も工業に従事せる社會には犯罪なしと曰ひたるに非ず唯戰を事とせるよりも犯罪少しと曰へるのみ故に前の三動物か犯罪を行へばとて直ちに工業社會に犯罪少しと云へるを疑ふか如きは豈に大速すと謂はざるへけんや

著者は又教育の爲め犯罪を行ふに至るは其者の罪に非ずすと主張せんか爲め人か動物に教へて犯罪を行ふおどを習はしむるおどあるを引証し是れ教へられたる動物に罪なくして教へたる人に罪ある

ものなりと詰論せり是れ固より言ふを待たず文明國に行はるゝ刑法に於ては皆然り唯其教へられたる者動物に非ずして人なるおどは他人か教へたればどて敢て犯罪を行ふへかかす何となれば善惡を識別するの智力を具ふればなり併し一旦犯罪を教へたる動物か主人の教囑なく犯罪を行ひたるおどは場合に因り主人に過失殺傷の罪あるおどは之れあるへしと雖とも之れを以て直ちに全しく人か幼年の時父兄に教囑せられて犯罪を行ひたる事あればどて成長の後別に父兄の命を受けずして犯したる罪に就いても猶ほ父兄を罰するおど能はざるは言ふを待たず況んや別に犯罪を教へたるに非ずす唯た教育其道を得ざりしか爲め犯罪を行ふに至りたればどて敢て父兄を罰せんと欲するに於てをや

著者は又蜜蜂か一旦窃盜の餅を得るときは畢生窃盜に終るのみならず罰なきか爲めに漸次に傳播し卒に盜賊隊の雛形を成すに至るは頗る人の犯罪に類するものありと説き而かも窃盜犯の數多く殊に盜賊隊を組成するか如きは刑罰の嚴なざるか爲め悟らざるものゝ如し（他の犯罪に就いても亦全し）吾人は遠く例を畜生界に取るおどを要せず現に我邦に於ても維新前には所々に盜賊隊ありて動もすれば旅客を殘害せしおどは人の皆な知る所なり明治の照代に至りては警察周到り刑罰嚴に行はれて毫も假借せざるか故に其刑は則ち寛なりと雖ども盜賊は著しく其數を減し隊を組みて横行するか如きは復た今日に行はるへくもあらず今本年發行の日本帝國統計摘要に據るに左表の如し（百〇五頁第十三警察第二表盜難類別）

強盜に遇ひし家

人口十頁第二
第一表 全國人員 人口壹万ニ付強盜ニ遇ヒシ家數

明治十二年	五〇四四	十三年前統計摘要になし	
全 十三年	五五八五	三六三五、八九九四	一、六八
全 十四年	六一一〇	三六七〇、〇一八	二、二五
全 十五年	八二四六	三七〇一、七三〇二	二、二一
全 十六年	八一六七	三七四五、一七六四	一、七九
全 十七年	六七一八	三七八六、八九八七	一、九一
全 十八年	七二三〇	三八一五、二一七	一、七〇
全 十九年	六五〇四	三九五〇、七一七七	一、六九
全 二十年	三六〇八	三九〇六、九六九一	〇、九二
全 二十一年	二五五〇	三九六〇、七三三四	〇、六四
全 二十二年	二五五〇	四〇〇七、二〇二〇	
		以下年末調	

右の内明治十五年までは強盜に遇ひし家年々増加するか如くなれども余の察する所にては警察漸次周く及ぶか故に從來知れざりしもの漸次警察の手に係るに至りしものならん殊に刑法治罪法の實施ありたる十五年より其數を増したるは是れか爲めならんか其後逐次其數を減するを見れば刑罪其効を奏せずと曰ふはと能はざるへし殊に之れに年々人口の増殖するを算入せば其減少又一層著しきを

見るへし

著者は又曰く生活上の競争に因り同類の動物を殺し又は將來生活し難き多病の新生兒を遺棄する場合に在りては其類を保存するが爲めに其個体を滅盡するものと謂ふへし何となれば蕃殖甚しければ其類の繁昌に害あれはなりと若し此議論を人類に應用せば貧にして食なきものは隣人を殺して其食物を奪ひ其財産を掠めて可なり況んや單に其食物財産を奪掠せるに於てをや父老ひて養ひ難きは之を殺して可なり子多くして育て難きは之れを殺して可なり況んや墮胎するに於てをやと曰はざるへか不ず是れ即ち今の文明を嫌ひて古の野蠻を慕ふものと謂ふへし

以上は著者が動物の犯罪に就いて論ずる所を摘抄し聊之れに批評を試みたり請ふ是れより其刑罰に就いて論ずる所を聞かん

著者は頻りに動物か懲罰を恐れ一たび懲罰せらるゝときは復同一の悪事を爲さゝること多きことを言へり然り而して刑罰か人類に同一の効力あることを悟らざるものゝ如きは余か殆んと解せざる所なり唯著者は動物の中何如程懲罰を加ふるも毫も憐れざるものあることを言ひ猫は決して窃盜の僻を失ふるとなしと斷言せり是れ聊か斷言に過ぐるか如し平常注意して飼養せる猫の中には敢て盜食を爲さゝるもの尠なかつす唯た猫の性は犬の性よりも窃盜を爲し易きと曰は之れありと雖ども猫は決して窃盜を爲さゝらしむるよと能はずと曰ふに至りては聊か事實に反するものあるか如し且つ猫か人の物を盜むは吾人の所謂窃盜には非ず

(未完)

問 答

本欄の問及答は固より私考に係るものなれば其當否を保すること能はざるは勿論尙ほ不充分のふと多かるべきを以て本欄の答に付き訂正の意見を有せらるる、諸君は提擧の勞を惜まれざらんことを希望す
編 者 白

● 刑法附則問答 (承前)

第四十八條 豫審公判ニ付キ呼出シタル證人、醫師、鑑定人、通辨人、翻譯人ニ給與スヘキ日常旅費止宿料及第五十一條第五十二條ニ記載シタル者ヲ以テ刑事ノ裁判費用ト爲ス

問 囚人を他人の刑事裁判に關し證據の爲めに他府縣の裁判所の照會によりて他所に送る場合往々之れありと聞く右の如き場合に在りては囚人は證人となるを得ざるものなれば即ち事實參考人なりとそ就ては證人なざるを以て本條の裁判費用は之を受くるふと得ざるものなるや

答 事實參考人は一種の證人に外ならされは本條に所謂證人中には此種の證人も包含するふと思考す隨て本條に依り裁判費用を請求するふとを得へし

問 果して裁判費用を請求し得は其金圓は囚人の所得となるや

答 囚人は監獄費を以て養はれ居るものにして旅費其他總て自費を要せざるふとされは實際囚人に於て費すどあるなきを以て裁判費用は囚人自ら之を受くるの理なるへし就ては囚人の裁判費用として得たる金圓は其囚人を養ふ所の費用即ち監獄費の雜收入となるべきものと思考す

問 右の如き場合に於て囚人を護送するどあるの官吏の旅費も裁判費用として請求するふとを得へしや

答 囚人を護送するは素と公安保持の爲めなれば護送の必要は裁判上より生ずるものにあらず因て護送官吏の費用は裁判費用に立たざるものと思考す

第五十條 證人ノ日常旅費及止宿料ハ本人ノ請求アルニアラサレハ之ヲ給與セス

問 事實參考人となりし囚人と雖も裁判費用を受け得るとせば本條に依り本人より之を請求すべきものなるや

答 本人たる囚人は拘禁に就き居る身なれば之を管理するどあるの監獄署長囚人に代りて請求すると至當と思考す又右裁判費用は監獄署の所得に歸するものなれば便宜上に於ても監獄署長より請求するを可とすへし

● 刑法附則問答補遺

問 刑法附則に依りて死刑を行ふどあるの器械は明治六年二月太政官達第六十五號に掲げある圖式に従ひ設くべきものなるや

答 六年に定められたる絞架圖は頗る不完全なるが如しと雖も死刑の器械に付き其後何たる法令

の出でたるまどなければ大体は右に依るの外なるへし然れども右の圖に示すか如く構造りとし死刑囚として梯子を上りしむるに於ては絞架臺に臨む者の多くは腰の立たざるもの等なれば不体裁のみならず其手数を要するまども亦極めて多かるへし且つ此構造は死刑者あるまどもを他に知らしむると少なからず旁より右梯子を用ふる方法は完全ならざるものなれば絞架臺の下に穴を設け刑場に上る者をして殊更に梯子を渡らざるを得ざるの不便を避くるやう構造上注意あらんまども必要なりと思考す然れども死相を驗する等の手續きを要するを以て其穴は暗かす十分に見透し得る様清潔に造らざるへからず聞く或る監獄に於ては絞架臺下の穴に水の溜りありたるが爲め不都合を來したるまどありしと又偶々穴を設くるも甚だ深くして死相を驗するに不便なる向きなきにあらずと依りては其穴は石壘み等に爲し深さに失せぬ幽暗ならざる様の注意あらんまども肝要なりと思考す

問 六年太政官達第六十五號に掲けたる圖の説明に依れば死囚二人を絞すへき構造云々どあり就ては此構造法の存する以上は二人並へ懸くるも固より妨げなきや

答 監獄則施行細則第三十條に於て死刑は一人宛執行するまどに定められ二人同時に死刑を行ふまどを禁せられたるを以て此點は消滅せしまどと思考す故に今日於ては二人一度に懸くるか如く構造するの必要なければ一人宛懸くるの構造となすへきまど勿論と思考す

問 死刑場は監獄則施行細則第三十六條により監獄の一隅に設くへきものなるか右は拘留監囚人

監執れに設くるも可なるや

答 執れに設くるも明文上差支なかるへし

問 明文上は兎も角實際執れに設くるを可とすへきや

答 拘留監と囚人監と同構内にある監獄署又は支署に於ては拘留監と囚人監との如何を問はず死刑場に適當なる場所即ち近傍の山等より見下ろさるゝ虞なく又通行人等の覗き見るまどを得さるか如き要するに人の目に立たざる監獄構内の一隅に置くを可とす必ずしも拘留監又は囚人監に限るへきにあらず所に依りては外人、山等より死刑場を見下ろすより不都合を感するまど少なからずと聞く斯の如きは最も避くへきまどす蓋し斯の如くなるときは陰戮の趣旨は決して之を貫くまど能はされはなり

問 刑法附則第三十二條に依り別房に留置するもの監内の諸則を犯すときは監獄則第七條に準し處分すへしとは明治十六年太政官達第六十二號の本文なるか右は監獄則改正後の今日に於ても消滅したるものにはあらずや

答 消滅したるものにはあらずと思考す

問 果して消滅したるものにあらずとせば其處罰方即ち減食方は舊監獄則第七條に依るへきや又は改正監獄則の減食法に従ふへきや

答 減食の方法も固より舊監獄則に依るへきものなりん、別房留置者なるものは新監獄則に於て

は決して之れあるふどを認めざるものなれば新監獄則は一も之れに適用するを得ざるふど、思考を而して別房留置者を罰するふどを得るは唯右の達の生存するに依るものなれば該達の認めたる減食法に従ふの外なるべきなり

問 刑法附則に依りて典獄より上申する假出獄上申書に某府縣監獄署長典獄某と書する向ありと聞く右某署長の肩書は必要なるものなるや

答 假出獄上申の事は典獄の職權なれば決して某監獄署長の肩書を要するふどなし就ては某府縣監獄署長と肩書するも此は贅文に属するを以て假令別に不都合なしとするも之を書かざるの優れるに若かさるへし

問 假出獄を上申するに際し囚人二名以上なるときは各囚人に對し上申書一通宛を調成して差出す向少なかろそと聞く右は連名に爲すを得ざるものなるや

答 假出獄上申書認め方に付きては成規なきを以て連名に爲すも各囚一通と爲すも適宜なるふど、思考す但し各一通と爲して差出すに於ては甲の事故の爲めに乙の裁可後るゝ等のふどなく都合よろしきふとならん

問 各囚各通に爲すときは十七年内務省達乙第三十二號に依りて添付せる知事の副申も亦各通毎に添ゆべきものなるや

答 勿論知事の添書は各通に之を要すへし若し然らずして典獄の上申書のみ數通に爲すも知事の副書にして一通なるときは甲囚の事故の爲めに乙囚假出獄裁可の後るゝか如き不都合を避くるふど能はずして各通の便利を貫くを得ず却りて始めより數囚連名と爲すに劣るの結果を來さん

問 假出獄者其特別監視期限中逃走し特別監視の期限過ぎたる後捕に就きたるときは假出獄中に罪を犯したるものなれば無論假出獄を停止するを得るふどなるや

答 假出獄を停止するふどを得ずと思考す

問 果して然らば右の如き場合に於て特別監視の期限僅々一兩日にて盡るの際に捕へられたる者は假出獄を停止せられ夫れより一二日後に捕らへらるゝに於ては假出獄を停止せられざるふど、なり不權衡も亦甚だしとす元來假出獄停止なるものは假出獄の恩典に浴しつゝありなかつた他の犯罪を爲すか如き者に對し此恩典を取消すの趣意に出でたるものと信す就ては一度假出獄の恩典に浴したる者にして其監視中逃走するか如き者は無論假出獄を停止し刑期間監獄に置く方權衡上當を得るのみならず本人の懲戒上固より斯くならざるへかかすと思考す然るに之を停止することを得ざるは如何なる理由ありてのふどなるや

答 刑法に所謂假出獄停止あるものは假出獄の期限間に於て之を停止するを云ふ決して他の犯罪の爲めに假出獄の許可を無効とするもの即ち取消すの意にあらざれば上の場合の如きは停止するを得ざるものどす蓋し特別監視期限経過したる者は既に假出獄囚にあらざればなり然れども假出獄中に逃走したる者の如きは其假出獄の許可を取消すの値あるふど固よりなれば他日の刑法改正

には假出獄停止を假出獄取消と改められんものと希望の至りに堪へざるなり
問 二刑繼續執行の者にも假出獄を許さるゝ場合あるに右の時は刑期四分の三計出方は如何す
へきや

答 數刑繼續執行の囚人に付ては各其刑期を通算して刑期四分の三を計出すべきものと思考す何
どなれば前後の刑期間を通して視察せされは其者眞に改心の狀あるや否やを認むるゝと能はざる
へく且つ一旦假出獄を許し其期限経過せしとき次の刑を執行する爲め復た監獄に入るゝか如きは
事理に於て爲すへかざるものなればなり

問 若し數刑繼續執行者にして無期刑をも有するときは如何

答 無期刑は期限なきものなれば通算するに由なかるへし因て無期の場合には通算の例外たるよど
勿論ならん (刑法附則問答完了)

●獄事雜問

問 北海道幌内炭坑郁春別炭坑又は三池集治監等に在ては常に炭坑内に於て囚人を使役するよど
なるか若し其坑内にて出火ありたるときは之を監獄内の出火と見做し其消防に従事したる囚人に
は監獄則施行細則に依り賞金を與へ得べきや

答 問の如き場合に於ては炭坑内は即ち一の監獄の工場なれば其出火に際し消防に盡力したる囚

人は賞與し得るよど勿論と思考す但し坑内は出役場なるを以て罷役後仍は之を工場として見るを
得ざるものなれば右の場合に賞與し得るは囚徒使役中に限るべきよどなり

問 聞くよどおろに依れば普國等に於て施用せざるゝ囚徒の罰具若くは戒具の一なる褌衣は兇暴強
惡なる囚人を戒しむるに最も適當なる具たるを以て東京集治監には既に其施用を許可せられたり
と果して然らば他の監獄に於ても之を使用し妨げなかるべきに未だ一般に許されたりよどを
聞かず如何

答 褌衣の施用は曩きに東京集治監に許されたれども外國の如く罰具とせしにあらす單に兇暴な
る犯則囚と處罰する迄の間の戒具として之を用ゐるよどを許されたるなり然れども褌衣のよどた
る我邦に於ては未だ十分なる經驗あるものにあらす而して斯の如き舊來の戒具に異りたるものを
一般に用ゐしむるか如きは容易なざるよどなりなれば假令外國に於て其結果良好なりと云ふも本邦
に於ける實際の應用上果して好結果を來たし囚人の身體をも害せず取締上有効無害なるにあらざ
れば廣く之を許さへきにあらざるや固より論ずし就ては東京集治監に於ける施用の結果を待つて
一般に對する許否を決せられんか爲め未だ他に許可なきよどと思考す

問 監獄官吏の疾病は監獄醫に診察せしむる向往々ありて其弊も少なからざるやに聞く右監獄醫
をして診察せしむるよど固より妨げなきものなるや

答 監獄官吏尋常の疾病は監獄醫をして診察治療せしめざるよど監獄官吏の風紀上一要件と思考

す殊に下級の官吏に對し必要なりと信す若し下級の官吏疾病あれば悉く監獄醫の診察を受くるに於ては其弊固より之なきにあらずるへし然れども勤務中に起りし疾病若くは傳染病の如きに至りては典獄より命令して診察せしむるも不可なるへし又病氣と稱し欠勤したる吏員の中疑はしき者あるとき往診せしむるか如きは固より適當なる注意ならん

問 監獄を巡閱する官吏あるときは典獄又は代理は豫め囚人に之を知らすへきものなるや又は巡閱の官吏に於て之を告知するを至當とするや

答 監獄巡閱官たる資格あり在監人より情苦を訴ふるを得るもの、巡閱ある場合に於ては豫め之を在監人に周知せしむるの必要あり而して此事は監獄の管理者即ち典獄又は代理の當然の職務と思考す之れに反し情苦を應くの資格なき吏員監獄巡見のときの如きに至りては固より之を囚人に知らしむへきものにあらざると信す

問 監獄に附属せる官舎の出火は監獄の出火と同視し囚人を消防に使役し得へきや

答 監獄内なれば勿論同視し得へし又監獄構外と雖も萬已むを得ざる危急の場合に在りては臨機囚人をして防火に従事せしむるも妨げなきことと思考す然れども此は逃走の機會を與ふるの恐れわれは全く他に道なく猶豫せは監獄の類消ざるを免かれざることに限ること勿論なりとす

翻譯

○歐米監獄沿革史 (承前)

米國神學及法學博士 ワインズ 著
正員 在文科大學 神谷四郎 譯

第十二節 合衆國監獄改良の起源及其發達

合衆國の監獄は一方より見る時は前節に述べたる如き有様なりしか又他の一方より見る時は其改良の事業既に百有餘年前より始り左の四大會社漸次に起りて大に其進歩を促したり

(一) フヒラデルフヒヤ監獄改良協會は千七百七十六年(我安永六年)に設立せられ今日に至るまで益盛大なり

(二) ボストン獄則協會は千八百二十四年(文政八年)に組織せられ爾後二十余年間に許多の有益なる事業を成したる後、解散したり

(三) ニューヨーク監獄協會は今現存して活潑に運動す

(四) 亞米利加合衆國監獄協會は千八百七十年(明治三年)に始めて設立せられたるものなれども其獄事に及ぼしたる影響は最も大なり

共同して會社を爲せるもの以上の如くなる上に一箇人にして獄事に奔走して大に効績ありたる者も亦多し其拔群なる者をエトワルド、リッヴヒングストンとす抑も歐洲諸國の監獄改良家英吉利にはホルド佛蘭西にはルーカス西班牙にはモンテシノス伊太利にはクレメント第十一世、白耳義には

ヒライン第十四世、和蘭にはスーリンガル獨逸にはミッテルマイエル瑞典諾威にはラスカル第一世、澳太利にはマツヤ、テレサある如く氏は合衆國監獄改良家の第一位に居る人なり氏の材力は理想上にも實驗上にも遙に其前輩に超越せるを見る彼のナポレオンの時、人、其將ネイを呼びて勇士中の勇士と云ひし如く余は氏を呼びて合衆國監獄改良大家中の大家と云はんと欲す

是等の原因よりして監獄の改良せられたる件々の要領を時の前後に従ひて摘記すれば斬首、烙印、鞭撻の刑は一小州の外、悉く廢止せられ、獄罰の鞭撻は南部諸州の外、皆禁制せられ、負債者を入獄せしむるとは全國に跡を絶ち、或る數州にては死刑を廢したるも罪惡増加の結果を見ず他の諸州にても死刑は只、殺害及謀叛の罪を犯したる者のみに用るととなり、酒類は一切獄内に入るゝことを嚴禁せられ、囚徒を苦しむるのみを以て目的とする役業（合衆國にては元來此類の役業は英國に比して大に少かりしなり）を廢止して有益の工業を以て之に代ふると盛に始まり、獄則を謹守し役業に勉勵する者は其實として刑期を減せざるゝの制大に諸州に擴まり其結果甚宜しく、二三の監獄にては少許の工業益金を囚徒に與ふるとを始め其結果又頗好く、囚徒男女の區別は或る郡獄にての極めて稀なる場合の外、嚴に立ち、インヂアナ及マサチューセツの二州率先して全く女囚のみを容れ婦女のみを以て支配する洲獄を建て今日實試中なるかインヂアナ州の方は先きに着手せし故既に驚くべき効蹟を顯しマサチューセツ洲の方も大に望ある有様なるを以て諸洲皆之に倣はんとするの計畫頻りなり、學校を設けたる監獄も數多ありて皆多少の効蹟を得、北部及西部諸洲の監獄には大率書籍

館ありて囚徒の爲に大に有益のものとなれり凡て是等教誨上の改良は故ウヰヰリヤム、エツチ、セツルD氏かニューヨーク州知事たりし時の盡力に成れるもの多し、さて前節にも述べたる如く昔は我合衆國監獄に宗教上及其他の教誨の方法少しも是無く其初てフヒラデルフヒヤ監獄にて教誨師の説教ありし時は兵士、彈込めしたる銃を携へて警護し漸く其説教を終るを得たる如き有様なりしが今日にては國內の諸監獄殆ど皆宗教々誨のとありてハイブルは各囚徒、大かた、之を所有し、凡て説教師たる者監獄に至りて説教せんと欲すれば隨意に之を爲すとを許され、日曜日には囚徒相互に教會堂に集りて祈禱をなし又説教を聴くは全く通例の事となりたり

第十三節 合衆國にてペンシルバニヤ法とオーハルン法との競争

合衆國の監獄改良に付ては必ず此兩法の争を述べざるを得ず、されば余は今茲に其有様を述べ從て此兩法の利害を明にせんと欲す、そも、隔離監禁法はペンシルバニヤにて發明せられたるにも非ず又此處にて初て實行せられしにもあらず然るにペンシルバニヤ法或はフヒラデルフヒヤ法の名を以て世界に稱せざるゝは今より五十余年前に兩法の競争最盛なりし時ペンシルバニヤ州、殊に其首府フヒラデルフヒヤにては非常の熱心を以て此法を賛成實行したる故なりされば同洲にては今世紀の初め同洲の東部監獄（フヒラデルフヒヤ府にあり）及西部監獄（ピッツブルグ府にあり）の兩監獄に隔離監禁の法を行ひ尋て同洲の首府獄則フヒラデルフヒヤ監獄に行ひ其他同洲中の各郡獄も漸次に皆此法を用ゐたり

ニューシュルシー州の州獄は設立以來多年ペンシルバニヤ法を行ひしか後、オーバルン法に改正したり其理由は首として經費上に在り既に千八百四十年(天保十二年)に同洲監獄檢閱委員はペンシルバニヤ法の囚徒感化の効力に付て疑議を出したり然れども同委員は此法に反對せるもの則ちオーバルン法を以て此法より猶一層効力なきものとせり又此頃より同監獄の醫師ドクトル、コーレマン氏はペンシルバニヤ法を以て囚徒の肉体並に精神の健康に大害を及ぼすものとして痛く之を攻撃して止まず遂に又同法の感化上の効力に付ても攻撃するに至れり是に次ぎて又經費の点よりするの攻撃も起り此攻撃、最も洲會に勢力を得たり、かゝる有様なるを以て同法の實行は次第に緩み行き遂に千八百五十九年(萬延元年)に至り同法は洲會の決議によりて廢止せられ之に代りたるものはオーバルン法に據りたる共同監禁の制なりし

ロード、アイランド州の州獄もニューシュルシー州獄と同様の經歷を有す此州獄は千八百三十八年(天保十年)に設立せられたるものにして爾後數年間はペンシルバニヤ法を用ひたりしが同洲監獄檢閱委員の議によりオーバルン法に改めたり同州の良監長にして且、名醫なるドクトル、クリューブランド氏か千八百四十四年(弘化二年)に同州の立法會議に提出して隔離監禁制を論じたる文中に曰く「隔離監禁法は囚徒の肉体並に精神を除々に侵蝕して遂には全く之を破壊して癡狂者となすの毒藥なり予之を四十人の囚徒に就て試みしに十人は既に發狂の徵候現然たり、此法の頗る多額の費用を要するとは暫く措て論ぜざるも人々の此法に據りて得へしとせる利益、則ち精神を沈靜にし規律に

順從するの効は實際、之を見ずして却て其肉体及精神に加へられたる自然に反せる制裁に堪ふる能はざるか爲に疝氣を激し執拗の情を盛にするのみにして悔悟改悛の心は決して起らず之に反して緘黙共同就役の制を用うる時は大に順良の風に赴く、しかのみならず之を一室内に籠閉するときは交通を欲するの情に堪へずして或は窓よりし或は壁を穿ち管を通して互に交通す其手段の巧妙なると想像すへからず夫れ交通は人類の天性なれば如何なる厚壁緊鎖も到底全く之を絶つ能はざるなり、されば此嚴禁を廢したる時は囚徒の感覺、其平常に復し又、たどへ談話は禁せらるゝも共同に就役するによりて交通を欲するの情も満足せられたる故に其状態に著るしき變化を生し快活なる精神を以て役業に勉勵し大に改良の望あるに至れり」と

ペンシルバニヤ州の西部監獄則ちヒツブルグ監獄にては千八百六十九年(明治二年)までペンシルバニヤ法を用ひ役業等も凡へて各室内にて執りしか同年同州にて西部監獄檢閱委員は囚徒の役業教育教誨を共同執行せしむるを得るとを規定せられし故同年よりは次第に共同の工場にて就役するととなり經費上、道徳上、衛生上の結果共に良好なりし
メイン、ニューヨーク両州の州獄にては役業なく又最も嚴重なる隔離監禁法を嘗試せしか極めて短日にして止みたり、そは、囚徒の死亡し又は發狂するもの甚多かりし故なり
されば今はペンシルバニヤ州東部地方の外は合衆國の諸監獄、オーバルン法則ち共同緘黙監禁法に属する方法を用るなり然れども監獄によりて其實行の模様は多少の相違あるは無論のとなり或は

緘黙法は全く實行し得へからざる有様となりて之を全廢せしもあり、或は其幾分を寛にするもありて其純然たる緘黙法を嚴守して全く囚徒間の談話を絶つものは前二者に比して少數なり
 ペンシルバニヤ法とオーバルン法とは頗る相異なるものなれども此兩法に通ずる要領二あり、そは交通を遮斷すると工業を爲さしむるとなり此二事に至りては兩法相同し、而して其相異なる点は此二事を實行する方法に在り、さて、一は晝夜を問はず全く他囚と隔離して一房一囚と定めし各自の分房内にて工業を執らしめ(ペンシルバニヤ法)、一は晝間は共同の工場にて執業せしめ夜間は一囚一房に監禁して之を隔離す其晝間工場に在りては嚴に緘黙せしむ則ち其肉体は共同せしむれども其精神は隔離せしむ(オーバルン法)是、兩法の相分る、所以なり然れども此兩法、共に充分に其企圖の如くに實行せられしとは未だ無し

露國萬國監獄會議決議 (承前)

正員 陸軍教授 野村泰亨 譯 東京

第三部 犯罪豫防法部

第一問の答

第一問 各國の保護場及び保護會社をして共同の經驗及び最も有効なりと認められたる處爲の方法を利用し、出獄人の其家に歸りて通勉正業に就くに至るまで之を觀察し、其歸郷を容易にし又關係人に屬する特別の報告を交換する等、能く其職を盡さしむるか爲めには彼此の間に交互の關係を定むるを利すへきか
 如何に各國の保護場及び保護會社の彼此交互の關係を定めば則ち最良の効を奏すへきか

本會議は左の如くせんみどを希望す

- (一) 保護會社の設立なき地には之を設け保護事業上一般の利益を計り其有効の方法に依り保護を受く可き者を救恤せんか爲め各國の保護會社若くは慈善會社間に相互の通信交通を保たしむるみど
- (二) 前項の爲めに此各會社間に左の三項を目的として契約を締結せしむるみど
 - 甲 一定の方法に由り各會社間に於て相互既往の實驗を交換すへし
 - 乙 外國人に至るまで保護すへきの原則を制定すへし
 - 丙 放免囚の所望に由り其本囚に送還し若くは他の地方に送り其れをして業務に就かしむへし
- (三) 歸國を目的として被保護者の所得金、被服、確認証書及び通行免狀に關し特別の方法を施すみど
- (四) 萬國保護法の設立を容易ならしめんか爲め豫め一國に設けある各保護會社をして其間に本部を設け相連結せしめざるへからざると

第二問の答

第二問 監獄の事務及び其關係の事務、公けの慈善又は救助の事務、衛生病院の事務、警察及び公安の事務、巧兒無籍者抑制の事務、「メーション、ド、トラライユ」(作業場)「デポー」(アジール)「ルセウジユ」(譯者曰作業場以下は孰れも刑餘類るなき者又は不良の少年等を養育する所なり)等の組織機關又は監督の事務に關する諸廳諸局の間には、相連係する利

益及び問題を有すること無きか、從て又彼此の問交換すへき報告、合一なる目的及び施行方法を有すること無きか
 以上各事務の不觀を妨げず、又其整理運轉を害せずして、能く此報告の交換、目的及び施行方法をの合一を定むるには如何すへきや

- (一) 監獄事務及び警察に任ずる官衙と救助慈善に係る公私の事務に與かる官衙とは其利害と疑義とに於て相關係し錯綜するか故に其國の必要に應じて相協議し又相一致せざるへか否
- (二) 右協議一致の効力をして確實ならしめんには或は會社或は會議或は講議會を設け前記各事務の代理者を召集するを希望す
- (三) 政府は特に一切の放免幼囚並に保護を受けんとするの意ある青年者の所持金を管理するに關し法律命令上公私立會社等の任務を釋明するを要す
- (四) 保護會社の任務を容易ならしめんには國郡若くは邑又は私立會社に於て作業場を設け之を維持せざるへか否

第三問の答

第三問 其名義の如何を問はず、公けの後見又は監督に屬する幼者未成年者の教育作業及び前途を安全確實ならしむるには、之を家族に寄托するの法を以て利益ありと爲すへきや
 或る幼者未成年者に對しては如何なる度合まで又如何なる方法に依り此寄托法に代ふるに感化院の雜居法を以てすへきか、或は彼此兩法を混合して施行すへきか

- (一) 本會議は各種の實施法に依り道徳上放任せられたる兒童に關する事業並に薄命兒の保護法及び教育法の博く施行せられんことを希望す
- (二) 既に既往の經驗に鑑るに家族に寄托するの法と教育場に置くの法とを別個に考究するるとき

は其に利害得失あるを知る故に此二法を折衷して並用せざるへか否

- (三) 然れども教育場の鞠育に關しては成るべく所謂 エヂュカシヨン、ユニギマン 大集團教育法と其法を異にし家族教育法即ち小集團教育法の原則に従はざるへからず

- (四) 特に左記三項の場合に於ては家族法を採用せるを得へし

- 甲 幼稚なる兒童にして心身共に健全なる者就中女子
- 乙 教育場に於て懲戒矯正せられ爾來充分の時間を経たるの後も道徳上放任せられたるか爲め罪を犯したる兒童

丙 既に感化し而して猶ほ保護を受くるを望む兒童

- (五) 家族教育に關しては私立教育協會若くは保護會社若くは官選委員に於て左の四項に注意すへきを要す

甲 兒童を寄托すへき家族の撰擢を誤らざるを要す

乙 此家族を管理するを要す

丙 此家族の教育事業に關し監督するを要す

丁 既に經驗を経たる原則に従て右の事業を規定するを要す

- (六) 教育場の管理と各區の家族教育委員とは其被保護者を交換し之各自の需用に隨ひ前記兩種の教育法を折衷せんか爲め互に協心熟議するを尤も有用なりとす

第四問の答

第四問 放免囚保護場及び保護會社の能く其職務の全部を盡すには、囚徒の未だ自由を回復せざるに先ち、其家族の情境及び需用の如何を調査し、以て家族親情の維持を確實にするを要せざるか、又其家族を扶助し、其家の犯罪者を出たすか爲めに蒙むる損害に對し之を保護するを要せざるか、囚徒の家族に對する此特別の保護は、如何にせば能く不其の感觸を興さしめずして其効を奏し、囚徒として眞心改悔以て勤勉忠實の生活に復帰せしむるを得べきか。

(一) 保護會社は囚徒放免を受くるの前之家族の狀況に留意せるの權なかるへからず是れ左の理由に基くものなり即ち一には力めて父兄の親愛を全ふせしめんか爲めなり次に拘留の爲め其幼年者若くは老齡者若くは癡疾者に大損害を蒙らしむるときは特例に由り囚徒の家族を扶助せかんか爲めなり

(二) 保護會社は以上の目的を達せんか爲め之を其條例中に明記し又一切其地方官若くは監獄官若くは僧侶等と通信するを要す (未完)

○廢死刑問題に關する各國の回答(千八百九十一年英國ホワルド協會年報抄譯)

正員 久野三吾譯 東京

嘗てホワルド協會より廢死刑問題に關し歐羅巴及亞米利加之重なる國の實況を尋ねたるに其回報左の如し

イングランド及ウェールズ イングランド及ウェールズに於て千八百七十四年乃至千八百八十八

年の間に死刑の罪ありとして拘禁を受けたる者六百七十二人とす而して其の内實際死刑に處せられたる者は二百九十九人なり殘る二百三十一人は死より輕き刑に處せられたる者六百四十二人は狂人と認定されたり又死刑の宣告を受けたる二百九十九人中其二分の一即ち百四十五人は其宣告實行せられずして只殘る百五十四人のみ實行せられたり且つ此二百九十九人中五十人は婦人なりしか絞架に上りしは九人のみ

佛蘭西 千八百八十七年の事を掲げたる千八百八十九年出版の統計表に依るに該一年間に死刑の罪ありとして捕へられたる者六百八十三人なり其中百分の六十一即ち四百十三人は死より輕き刑に處せられたる者二百七十八人即ち百分の三十九人は死刑を言渡されたり此の内二百四十人は特赦せらるべき事情ありしを以て殘る二十八人死刑に決定せり而かも實際死刑を執行せられたる者は僅に六人のみ露西亞 此大國に於ても一世紀以上常事犯に就ては死刑全く廢せられたり但し政府に對する抵抗若くは謀反には死刑を用ゆ

フ、インランド フ、インランドに於ては千八百二十六年以來死刑を執行したるふとなし、左れども殺人犯者は此二十六年間決して増加せず

日耳曼及び埃太利 日耳曼の法律家は該國に於ける死刑の爲めに入監する者の數と死刑決定囚との比例には非常なる差ありて死刑決定囚は極めて少數なるふとを説明せり埃太利は此平均百分の四なり普國に於ては二百三十一人の死刑宣告者中(此は四ヶ年間の數なり)唯た十六人即ち百分の八

弱丈け實際死刑に處せられたり

瑞典、挪威、噠嗎克 此三ヶ國に於ける死刑執行數は其宣告數の凡そ二十分一なり

瑞西 瑞西の或る州に於ては此五十年間實際死刑を行はざりしか千八百七十四年には法律上之を廢したり然れども千八百七十九年に其州に死刑を再興し得るの權利を與へたれとも右の許可は有名無實にして千八百七十九年以來瑞西に於て實際死刑を行ふたるおとなし

和蘭 和蘭は千八百六十年以來實際死刑を行ふたるとなく千八百七十年法律上之を廢せり而して該國の司法卿ボンローレン、ブローク氏は千八百八十九年七月ホルド協會に報して曰く統計表は漸次殺人犯の減少を示す即ち千八百四十九年乃至千八百六十九年の殺人者の平均數は人口十二万五千人に對し一人なりしか千八百六十九年乃至千八百八十三年には三百四十六万六千人に對し一人ありし千八百七十八年に於ては殺人犯者十四人、千八百八十八年に於ては同しく十二人

白耳義 千八百十年乃至千八百〇四年間に於て死刑の執行を受けし者二百三十五人ありしか執行を其後千八百三十年乃至千八百三十五年に於ては一人もなかりし而して千八百三十五年後には時々其見しか千八百六十六年乃至千八百九十年には又一人もあらざりし但し死刑の廢されたるか爲めにはあらざりし且つ又千八百七十六年乃至千八百八十五年間にも一の執行なく唯だ八十七人の死刑の宣告を受けたる者ありしのみ然れども殺人犯者は近來益々減少せり

伊太利 伊太利に於ては種々の原因より殺人者常に多數なり然れども死刑は實際千八百七十六年

以來廢せられ千八百八十九年に至りては法律上之を廢したり然れども監獄並に社會上の改良は大いに犯罪の減少を來たせり千八百八十八年の末日に於ける該國無期徒刑囚は五千五百三十八人其中三百二十七人男三百二十人、女七人)は監獄に在るおど既に二十五年以上なり、千八百九十年中に殺人犯者二人放免せたる二人とも四十年以上監禁の後なりしか健全なりし

通 信

●特別監視規則違反の件に就き福原群馬縣典獄の書翰

特別監視規則に違反したるもの、處罰方及び假出獄停止の件に付山室埼玉縣典獄より其實例并に卑見を問合せ越候に付別紙の通及回答候右は目下差掛り司獄官の一問題たるべきものにて宜しく研究すへき事柄と存候に付卑見誤りあるへしとは存候へども其儘謄寫御廻し申上候若し貴會雜誌に御登載下さるは幸甚

明治二十五年二月十二日

大日本監獄協會御中

群馬縣監獄署 福 原 三 藏

(別紙)謹啓仕候陳者曩きに當縣監獄に於て假出獄に相成特別監視執行中なる小林仙五郎なるもの監視を遁かれ逃走したるを浦和地方裁判所に於て法律に罰すへき正條なしとて無罪と言渡したる件に付是迄當縣に於て右様の場合あるときは如何判決相成たるや實例を取調御答へ申上くへき旨御照會

の趣致承知候依て現行刑法實施以來假出獄の末特別監視規則に違犯の廉を以て處刑せられたるもの取調候處明治二十三年十二月二十日長野縣に於て假出獄相成たる重懲役十年因權田銀作なるもの特別監視の執行を遙かされて本縣に到り自首したるを以て明治二十四年三月二十四日高崎區裁判所に於て刑法第五十五條に依り重禁錮一月に處せられたるものとあり又明治二十三年十二月二十一日假出獄相成りたる重懲役九年因高久市吉なるもの同様監視の執行を遙かれ逃走したるを爲め逮捕の末明治二十四年一月二十四日同區裁判所に於て是亦た刑法第五十五條に依り重禁錮一月十五日に處せられたるものとありて適當なる實例は以上二例の外無之其他一兩件特別監視を遙かたれるものあるも別に竊盜の輕罪を犯したるものにして其判決書に依るときは竊盜の罪のみを論じて監視規則違反の廉は何等明文を掲げて罪の有無を論決しあらざれば適當なる判決例として見るへかふす候終りに臨み御高論の趣もあれは謫劣を省みす左に卑見を略陳仕候

一 特別監視なるものは假出獄に附帶する一の取締規則にして決して刑法上の附加刑にあらざるなり(理由)按するに特別監視なるものは刑法第一編總則第二章第六節假出獄の條項中第五十五條但書に於て初めて規定せられたるものにして全く假出獄中一の取締規則たるに過ぎざるなり而して監視の附加刑たるべきものは同章第三節附加刑處分條項中第三十七條別に宣告を用ひずして重罪の刑に處せられたるものに附加する監視も第三十八條宣告して輕罪の刑に附加する監視と第三十九條別に宣告を用ひせして死刑及び無期刑の期滿免除を得たるものに附加する監視と其他主刑を免れて單に

附加する監視即ち各本條に記載する(第二百二十六條)監視の如き數種に過ぎざるなり

一 特別監視の執行を遙かれたるものは刑法上斷して無罪たるべきなり(理由)特別監視は前述の如く假出獄に附帶する一の取締規則にして刑法上の附加刑にあらずる以上は監視規則に違背したる罪として刑法第五十五條に依り之を罰すへからざるなり何となれば則ち刑法第五十五條即ち監視規則に違犯したるものを處罰するの條項は刑法第二編第三章第四節附加刑の執行を遙る、罪の條項中に規定しあればなり然るを況んや其他の條項に於ては刑法上毫も之を罰すへきの明文を見ざるに於てをや

一 特別監視の執行を遙れたるもの刑法上既に無罪たるべき以上は其執行を遙かるものあるも到底之を如何とも爲すへからざるか曰く否な矯正するの道あるなり即ち假出獄停止是れなり(理由)人或は謂はん刑法第五十六條に假出獄中更に重罪輕罪を犯したる者は直ちに假出獄を停止し云々とありて其他の場合に於ては法に停止の明文なきを如何せん然り實に然れども亦刑法の解釋を誤りたるものにして絶体的に見解を付したればなり按するに刑法第五十六條は假出獄中のものに重罪輕罪を犯したるときは本刑に處せらるゝの外尙は必らず其假出獄をも停止せらるべきことを規定したるものにして重罪輕罪を犯したる場合の外は如何なる所爲あるも決して假出獄を停止すへからずと云ふの旨趣にあらずるなり故に出獄中重罪輕罪を犯したるものあるときは行政官如何に其本犯に憫諒すべき情狀ありと認むるも本犯後刑に處せられたる以上は必らず假出獄を停止し其殘期の刑

を執行せざるを得ざるに反し重罪輕罪を犯さず單に監視規則に違反し其執行を遁かれたるときは純然たる行政上の處分を以て其情狀に依り或は之を停止し或は之を停止せざるを得るなり何となれば元來假出獄なるものは刑法第五十三條明文の通り在監中獄則を謹守し悔改の狀あるときは行政の處分を以て假に其出獄を許すを得るものにして在監中獄則を謹守し悔改の狀あるものは必ず假出獄を許すべしと規定し及び命令したるものにあらず即其名稱の通りなれば若し規則に違反するものあれば何時にても出獄を停止するを得べきは其名稱中に存して明かなり故に行政官は本犯の情狀に依り其考を以て或は之を許し或は之を許さざるを得るものなり假出獄たるもの已に行政官の考を以て之を許否するを得るとせば假出獄を許されたるもの其取締條件に違背したるときは當然其許可を取消し出獄を停止するを得べし否な此の如きものは初めより假出獄を許可すべきものにあらず然れども人神にあらず豈全く過失なしと謂ふへけんや果して然らば行政官たるもの一旦誤りて本犯に悔改の狀ありと認め假出獄を許すも後に至りて出獄者其規約即ち假出獄に至緊至要一日も離すべからず欠くべからざる監視規則に背き毫も悔改の狀なき行爲あるときは無論其出獄を停止すべきは普通の道理にして明々瞭々何人も疑を容れざるのみならず直ちに其痛痒を感じる所の本犯すらも思ふに默認するなるべし然るを況んや法に明文なしとて出獄中の取締條件に違背したるものを其儘看過放任すべき筈なればなり故に曰く假出獄者重罪輕罪を犯さる場合に於ても監視規則に違背したるときは其出獄を停止するを得るなりと然れども止た其出獄を停止するに於

て深く注意すべきは瑣細なる規則違反の行爲を以て直ちに監視の執行を遁かれたるものとして出獄を停止すべきものにあらす宜しく一二の訓誡を加へ然る上にて尙は従はざるか若くは逃亡等に依り全く監視の執行を遁かれたる場合に於て初めて之を停止すべきなり但し停止したるときは其狀を内務司法兩大臣に詳具すべきは勿論なりとす

右は卑見怒りあるべしと雖も貴命に應じ不取敢奉復する如此御座候頓首拜具
 明治廿四年二月十日
 福 原 典 獄

山 室 典 獄 殿

●東京及近縣獄事有志者懇談會

去る二月二十日東京上野公園八百膳に於て東京及近府縣獄事有志者の懇談會を催せり該會は小河滋次郎佐野尙兩氏の發起に成りしものにして兩氏より發せし書翰は左の如し
 拜啓陳者監獄改良事業の儀は目下大ひに講究すべき時機と存候に付此際奮つて斯道の進歩を計り度然るに御詳知の如く該事業に關しては既に大日本監獄協會及警察監獄學會も有之盡力を怠たざるものと候得共監獄官吏を養成する企てなきか如きは一大缺典に可有之乎因て今同監獄官吏養成方其他の件に付き御懇話を煩し將來の計畫を確り度存候に付き御繁忙中恐縮の至りには候得共來る二十日(土曜日)午後五時より東京市下谷區上野公園八百膳へ御枉駕の榮を賜り度候云々而して同日相會せられたる諸君は

通信 看守精勤證書 看守教習

内務省より 久米金彌君 岡喜七郎君 柏島孝美君 神谷彦太郎君 眞木喬君 山上義雄君
 東京集治監より 石澤謹吾君 増村嘉則君 廣川則修君 河村稻穂君
 警視廳より 前田傳君 怡土信吉君 杉本壽幸君 岡貞一君 手嶋兔喜二君 鈴木儀門君 秋山
 平八郎君 横江勝榮君 東郷助五郎君 小林丈之輔君 本田鉦三郎君
 神奈川縣より 霧生里次郎君 木村義利君
 埼玉縣より 山室元吉君 草刈次郎君
 栃木縣より 若山茂雄君 梅村寛逸君
 群馬縣より 福原三蔵君 吉田元詮君
 千葉縣より 福原元資君
 茨城縣より 酒泉温忠君
 福島縣より 林恣君 岡崎金松君
 静岡縣より 千頭正澄君
 宮城縣より 中村中君
 右諸氏懇話の上監獄官吏養成法を設くるの大体を可決し仍は委細は後會に譲るふとどし散會したり
 席上久米君の演説等あり盛會なりし
 (右 正員佐野尙報す)

看守精勤證書

今回福岡縣に於て看守精勤證書第二回授與式の執行あり該證書を受けられたる諸氏は左の如し
 山本榮太郎氏 時枝万三郎氏 太田原守之助氏 吉安吉三郎氏 小川政次郎氏 加藤田大介氏

看守教習

本年二月十日三重縣看守教習所へ入所せし第三回受業生諸氏は左の如し
 前田武郎氏 大山信氏 鎌田清五郎氏 山口徳松氏 鈴木有吾氏 鈴木仙太郎氏 伊東安吉氏
 新田甚助氏 梅田悌吉氏 安部庄太郎氏
 (右 三重縣監獄署報す)

寄書

監獄教誨の奏効

正員 岩崎一太郎 附

從來の經驗によれば囚人が監獄に在るの間は嚴正なる紀律の下に支配せられ起臥飲食就役罷役より
 些末の事に至る迄苟も身体を動すには一に看守者の指揮に據らざるなく而して教誨師は其休憩の間
 と還房の後には日々懇篤なる教誨をなし紀律以て彼か身体の舉止を矯正し教誨以て彼か精神の發作
 を矯正すされは自然に改過遷善の念を興し在監中には能く獄則を謹守し役事に勉勵し毎期實表を受
 け眞に國家の人民たるに耻ぢらざる者も多々なれども一朝期滿ちて監獄の門を出れば身邊を圍繞する
 社會の現象は一として耳目を誤らしめざる者なく且つ朝暮の起居動作に束縛を受けるの事なきか爲め

在監中の謹慎も漸々消散し惡念再び萌芽して遂に再犯三犯となる者多きに至るは司獄官たる者の常に遺憾とする所なり爰に山口縣長門國厚狹郡厚東村川口庄兵衛なる者あり明治廿四年七月二日福岡地方裁判所に於て贓物故買の科により重禁錮二月罰金五圓に處せられ同八月三十一日放免せられし處在監中教誨師の懇篤なる教誨を聽聞し積日の迷夢頓に攪破せられ大に悔悟の色を顯はせしに放免の後ち郷里に歸れば其家父祖の佛教尊信者なるに益々在監中の教誨を追慕し真心改悛の念勃興して禁すへからざるに至り遂に自家の田圃より收穫せし所の米二俵を精選して遙かに之を福岡縣監獄署に輸送し報恩の爲め監内安置の佛前に供せられんみどを出願せり我福岡縣監獄署にては實に未曾有の事なれば之を嘉納して佛前の供物とし一般囚人へも其真心改過遷善の實蹟を教誨し大に囚人の感情を動かせり右は事項末に属するか如しと雖ども一般の監獄教誨其効を奏するおど斯くの如くにして遂に全國に再犯者の踪を絶つに至らんよとを希望するの餘茲に協會雜誌の餘白を借る

本會記事

●監獄官の任免異動

任宮崎縣監獄書記、十級俸を給せらる
 任岐阜縣看守長、十級俸を給せらる
 ●獄務提要 今回警察監獄學會より發せし本會正員小河滋次郎君著獄務提要一冊を該會より寄贈ありたり因て茲に其厚意を謝す
 ●正誤 前號「監獄費に關する島田三郎氏の演說筆記を讀みて」と題する寄書は田口卯吉須藤時一郎兩君の起草に係るものなるに印刷の際藤藤君の名を脱したれば茲に其粗漏を謝す

非職警視屬 宮崎 義範 君
 岐阜縣看守 對馬 良藏 君

●獄事要目 本年一月三十一日より二月末日に至る獄事要目は左の如し

一月三十一日 京都府監獄署に於て逃囚捕獲模擬運動會を催す
 二月一日 徳嶋縣監獄署に於て五十餘名の辭職者ありし旨の記事徳島日々新聞に出つ
 同 三日 大岡育藏氏能辨學會演說會に於て民黨政策の一斑を批評すと題し監獄費國庫支辨案の否決を駁撃す
 同 九日 東京新報に「監獄費の國庫支辨は決して不經濟の結果を生せず」との社説出つ
 同 廿二日 神奈川縣監獄署に於て實兄謀殺者の死刑を執行す
 同 廿日 空知集治監の囚徒を憐むと題する記事國民新聞に出つ
 同 十八日 元札幌監獄署看守脇屋慎造氏拘留せらる
 同 廿四日 京都府監獄署に於て姉殺しの死刑を執行す
 同 廿五日 元札幌監獄署典獄大山綱立氏拘留せらる
 同 廿七日 山梨縣出獄者保護慈善會成績良好の記事山梨日々新聞に出つ
 ●監獄本支署の吏員及び在監人員

明治二十五年一月末日各府縣監獄吏員及在監人現在表

(表中空野ナルハ未詳ナルモノ)

本支署名	監獄官	監獄醫師	教誨師	看守	女監	押丁	授業師	初犯	再犯	刑事被	懲治	別房	携帶
警視廳監獄本署	三	四	一	六四	四	九	一	一三	一七	九七〇	四七	四七	四七
市ヶ谷支署	三	四	二	九三	六	三	一	三	三	三三	三三	三三	三三
石川島支署	三	四	二	三三	一	三	一	三	三	三三	三三	三三	三三
北海道廳龜田支署	五	一	一	二九	七	二	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
京都府監獄署	一五	五	一	二九	七	二	一	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇	一〇
園部支署	一	一	一	三	一	一	一	一	一	一	一	一	一

小松支署	七尾支署	富山縣監獄署	鳥取縣監獄署	米子支署	島根縣監獄署	濱田支署	西郷支署	廣島縣監獄署	尾道支署	三次支署	山口縣監獄署	岩國支署	赤間關支署	萩支署	徳島縣監獄署	脇町支署	香川縣監獄署	九龍支署	愛媛縣監獄署	宇和島支署	大洲支署	西條支署	
一	二	八	三	二	一	三	二	二	三	二	二	三	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	五	五	六	八	七	五	八	七	二	〇	〇	〇	〇	四	九	三	三	三	三	三	三	三	三
一	二	七	二	八	一	一	二	二	五	二	四	一	二	六	二	四	一	二	六	一	六	一	一
一	二	五	二	六	一	六	一	二	四	一	二	六	二	四	六	二	七	三	二	二	二	二	二
七	二	〇	九	二	三	七	二	〇	三	二	一	七	二	〇	七	三	二	一	三	二	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	五	四	五	七	一	五	〇	一	八	一	二	二	六	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二	二
七	八	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三	三
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本會記事

監獄本支署の吏員及び在監人員

石川縣監獄署	新庄支署	酒田支署	鶴岡支署	米澤支署	山形縣監獄署	一ノ瀬支署	巖手縣監獄署	中村支署	白河支署	平支署	若松支署	福島縣監獄署	石卷支署	宮城縣監獄署	古川支署	高山支署	大垣支署	岐阜縣監獄署	山梨縣監獄署	谷村支署	下田支署	掛川支署
七	一	一	一	一	七	一	九	二	二	二	二	三	一	一	七	一	一	〇	一	九	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
三	三	四	七	九	六	四	三	六	九	九	五	四	三	四	六	五	九	七	九	二	六	五
七	二	二	二	三	四	一	九	一	一	一	一	三	一	〇	一	一	一	七	一	七	一	一
二	一	一	一	一	二	一	二	一	一	一	一	二	一	二	二	一	五	一	二	一	一	一
一	〇	二	二	五	三	七	六	四	七	六	五	四	二	三	九	四	八	四	五	五	三	四
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
四	五	二	四	六	三	四	一	二	七	二	八	六	四	三	四	一	四	〇	九	三	五	二
六	七	七	四	六	一	二	二	八	二	三	六	三	一	二	三	三	四	〇	九	三	二	三
三	六	三	七	七	五	五	六	四	二	三	六	九	三	二	三	三	四	〇	八	三	三	二
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
二	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一
一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一	一

本會記事

監獄本支署の吏員及び在監人員

本會記事

監獄本支署の吏員及び在監人員

高知縣監獄署	一〇	二	二	八二	一	六一四	六	五七	五六	一六九	二	三三	九
中村支署	一	一	二	九	一	一五	一	四	七	二七	一	三	三
福岡縣監獄署	三	五	一	七	三	八五	七	五	九七	二七	三	九	三
小倉支署	三	二	一	二	一	二六	一	九	九七	一	一	四	一
久留米支署	三	二	二	二	三	三〇	二	一五	九五	一	二	七	三
大分縣監獄署	八	二	二	四	一	七	三	二六	三五	九	一	二	三
杵築支署	一	一	一	三	一	二	一	三	三	一	一	一	一
佐伯支署	一	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
竹田支署	一	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
豆田支署	一	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
中津支署	九	二	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
佐賀縣監獄署	一	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
唐津支署	一	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
熊本縣監獄署	一〇	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
町山支署	二	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
八代支署	二	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
宮崎縣監獄署	八	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
都城支署	一	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
延岡支署	一	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
沖繩縣監獄署	七	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
東京集治監	三	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
宮城集治監	七	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一
三池集治監	二	一	一	三	一	二	一	二	三	一	一	一	一

本會名譽會員

- 侯爵 蜂須賀茂韶君
- 伯爵 伊藤博文君
- 子爵 板本武揚君
- 子爵 山尾庸三君
- 芳川顯正君

本會特別會員

- 石井邦猷君
- 清浦奎吾君
- 小原重哉君
- 小野田元熙君
- 川合麟三君
- 梅謙次郎君

大日本監獄協會細則

第一條 雜誌ハ實費ヲ以テ會員ニ頒ツ

實費ハ雜誌ニ關スル一切ノ豫算額ヲ以テ算出スルモノトス

雜誌ニ掲載シタルモノハ總ヘテ報酬ヲ爲スラ正則トス

第二條 總裁 一人

推戴員中ヨリ推選ス

會長 一人

名譽會員中ヨリ推選ス

副會長 一人

名譽會員特別會員又ハ維持會員中ヨリ推選ス

庶務局長 一人

維持會員中ヨリ推選ス

調查局長 一人

維持會員中ヨリ推選ス

主幹 二人

維持會員中ヨリ推選ス

副主幹 二人

維持會員中ヨリ推選ス

職員 二人

維持會員中ヨリ推選ス

議長 二人

維持會員中ヨリ推選ス

副議長 二人

維持會員中ヨリ推選ス

之ヲ囑托スルモノトス

庶務局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 會計ニ關スル事

二 庶務ニ關スル事

三 調査ニ關スル事

四 調査局長ハ左ノ事ヲ掌ル

一 雜誌ノ編輯及ヒ印刷

二 海外通信

三 諸起案

四 調査書類ノ記録

五 統計ニ關スル事

六 特別調査委員ニ關スル事

七 衛生ニ關スル事

八 庶務委員及ヒ調査委員

庶務委員及ヒ調査委員ニ關スル事

庶務委員及ヒ會計主任

庶務委員及ヒ會計主任

編輯主任

海外通信主任

議長

會長ノ諮問ニ應スルモノトス

特別調査委員

會長ハ本會ヲ提理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第三條 總裁ハ本會ヲ提理スルモノトス

會長ハ會務ヲ提理スルモノトス

副會長ハ會長ヲ補佐シ會長事故アル時ハ之ヲ代理ス

第四條 入會ヲ申込マルル節ハ必ラス郵

便切手金貳錢ヲ封入スヘシ本會ヨリハ

規則ニ依リ入會申込証ヲ送付スル

モノトス

第五條 會費又ハ雜誌實費ハ前納スルモ

但シ數月分一時ニ前納スルモ妨ケナ

シ

明治廿三年七月十二日改正